

第4期柏市地域健康福祉計画 (案)

平成31年
(2019年) ○月
柏 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	5
4 計画の策定体制	6
5 協働による計画の推進	6
第2章 柏市の地域福祉を取り巻く現状と課題	8
1 人口等の現状	8
2 アンケート調査から見える現状	16
3 市民ワークショップから見える現状	27
4 第3期計画の評価及び課題	32
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 地域健康福祉像	36
2 計画策定及び推進のポイント	38
3 地域共生社会実現に向けた体制づくり	40
4 基本方針	47
5 計画の体系	48
6 計画を進める上での仕組み	50

第4章 施策の展開	52
柱1 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち共に支えあう地域づくり	52
柱2 だれもが暮らしの問題を相談でき解決できる仕組みづくり	66
柱3 だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり	80
柱4 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり	92
第5章 計画の推進	104
1 計画の推進体制と評価	104
参考資料	106
1 計画の検討体制	106
2 計画の検討経過	107
3 柏市健康福祉審議会条例	108
4 柏市健康福祉審議会 地域健康福祉専門分科会 委員名簿	113
5 社会福祉法改正に伴う地域福祉計画に関わる主要条文	114
6 パブリックコメントの概要	117
7 用語説明	118



計画の策定にあたって

1 計画の策定の趣旨と背景

(1) 社会的な現状・背景

少子高齢化・人口減少社会の進行、核家族化の急速な進行、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化等により、かつてあったような地縁・血縁・社縁や地域住民のつながりが希薄化し、社会的に孤立している人への対応が求められています。

そのような中、地域の絆の大切さが再認識され、日常からの顔の見える関係づくりが必要となっています。また、高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加、虐待・権利擁護※・減災対策など、安全安心への取組みの強化が求められています。

さらに、生活課題が多様化・複雑化し、高齢者・子育て世代・障害者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題が顕在化しています。

国は、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ※を育成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することの必要性を掲げています。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくこと、また、市町村には、その地域づくりの取組みの支援と、地域での課題を公的な福祉サービスへつないでいくための、縦割りではなく「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

※権利擁護：福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表明の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）。

※地域コミュニティ：日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会。

(2) 法律等の動向

平成	国・全国社会福祉協議会の動き
12年	・地域福祉の推進に向けた地域福祉計画策定が社会福祉法に位置づけられる
14年	・社会保障審議会福祉部会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方」について報告 ○ 全国社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定指針」策定
19年	・厚労省の技術的助言「要援護者支援のあり方」
20年	・「これから地域福祉の在り方に関する研究会」が設置 →「地域における『新たな支え合い』を求めて—住民と行政の協働※による新しい福祉—」
22年	・厚労省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」 ○ 全国社会福祉協議会「福祉ビジョン2011」
24年	・厚労省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援の方策等について」 ・社会保障・税の一体改革大綱決定 ○ 全国社会福祉協議会「社協・生活支援活動強化方針」
25年	・社会保障審議会生活困窮者※の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ・健康日本21（第2次）計画策定 ・社会保障制度改革国民会議報告書 ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行
26年	・厚労省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行 ・子ども・子育て関連3法成立
27年	・介護保険法改正 ・生活困窮者自立支援法※施行 ・厚生労働省通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」 ○ 全国社会福祉協議会「全社協 福祉ビジョン2011」 第2次行動方針
28年	・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・「障害者差別解消法」施行 ・「発達障害者支援法」改正 ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)設置→12月に「中間とりまとめ」を公表 ○ 全国社会福祉協議会「社会福祉法人制度の見直しに対応した社会福祉協議会と社会福祉法人・福祉施設の協働による活動の推進方策」
29年	・「地域包括ケアシステム※の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布

※協働：共通の目的のために、お互いに認め合いながら協力して働くこと。

※生活困窮者：生活困窮者自立支援法第2条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」

※生活困窮者自立支援法：生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

※地域包括ケアシステム：支援が必要な高齢者等に対し、生活上の安全・安心・健康を確保するために、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが適切に提供できるような地域での体制。

(3) 計画策定の趣旨

第3期計画が平成30年度に終了することから、第3期計画策定以降の社会情勢等の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、平成31年度（2019年度）から平成36年度（2024年度）までの6か年計画として、第4期柏市地域健康福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 地域健康福祉計画とは

地域健康福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けるものです。本計画は、地域健康福祉に関する理念の提示や方向性を定めることを主たる役割としています。これに基づき、地域で起きている健康福祉課題について、地域に主眼を置き、そこに住むさまざまな世代の人々とともに解決していくことを目的としています。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

地域健康福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、次の5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

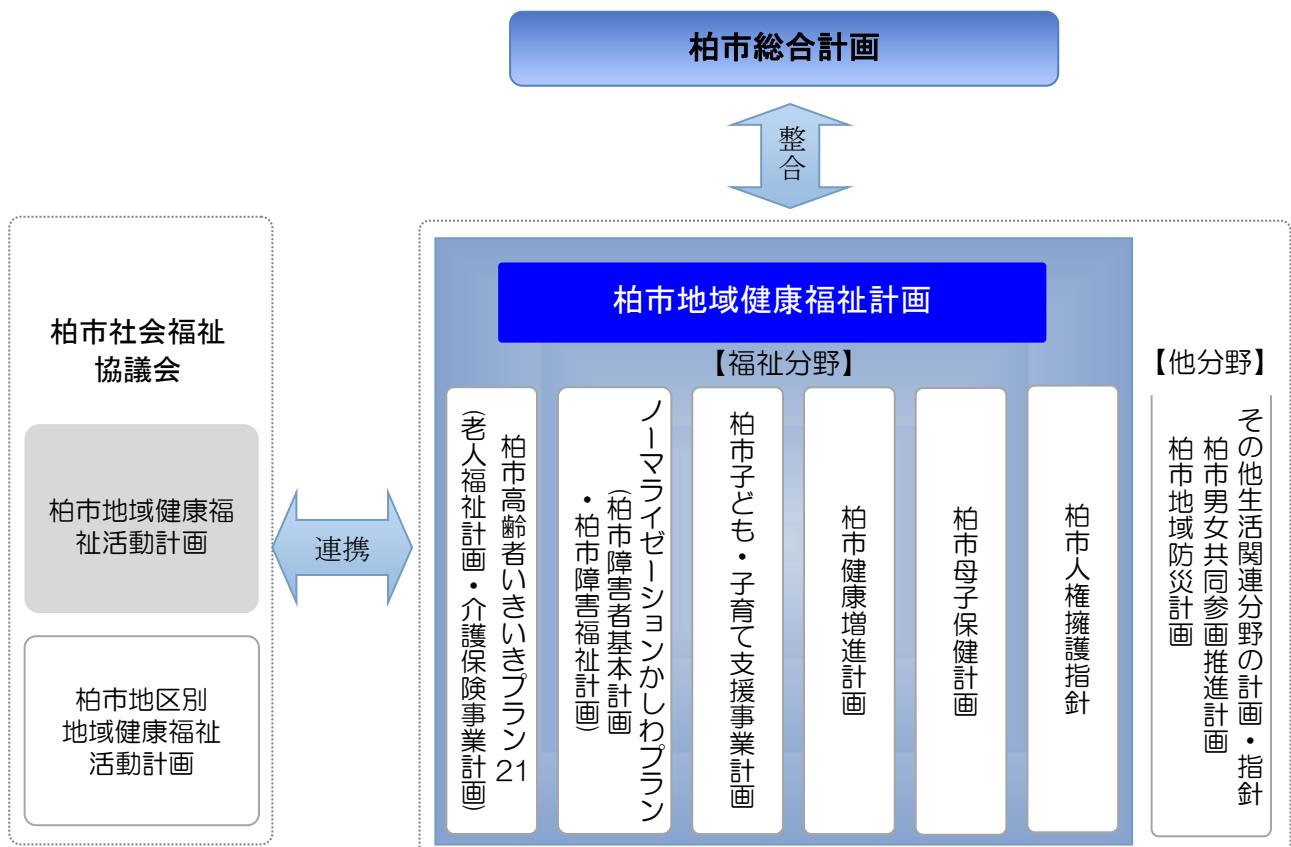
- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉^{*}を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉^{*}に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）。

^{*}社会福祉：国民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として行われる社会的な方策または行動体系。
^{*}地域福祉：地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいくという考え方。

(3) 上位計画、分野別計画・関連計画との関係

本計画は、柏市総合計画の分野別計画として位置づけられており、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障害者、児童（子育て支援）等の分野別計画を内包した総合的な計画となります。

防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



3 計画期間

計画の期間は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 36 年度（2024 年度）までの 6か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、中間年度（平成 33 年度（2021 年度））に見直しを行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	平成 36 年度 (2024 年度)				
総合計画		第五次総合計画基本構想～平成 37 年度（2025 年度）												
地域福祉計画	第 3 期柏市地域健康福祉計画 平成 26 年度～				第 4 期柏市地域健康福祉計画									
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第 6 期柏市高齢者いきいきプラン 21			第 7 期柏市高齢者いきいきプラン 21			第 8 期柏市高齢者いきいきプラン 21							
ノーマライゼーション かしわプラン	第 3 期障害者基本計画 (中期計画)			第 4 期障害者基本計画 (後期計画)			第 4 期障害者基本計画							
	第 4 期障害福祉計画			第 5 期障害福祉計画			第 6 期障害福祉計画							
				第 1 期障害児福祉計画			第 2 期障害児福祉計画							
子ども・子育て 支援事業計画	柏市子ども・子育て支援事業計画※					柏市子ども・子育て支援事業計画								
柏市母子 保健計画		柏市母子保健計画～平成 37 年度（2025 年度）												
健康増進計画	柏市健康増進計画 平成 25 年度～													
柏市特定健康 診査等実施計画	第 2 期柏市特定健康診査等実施計画 平成 25 年度～			第 3 期柏市特定健康診査等実施計画										
柏市地域健康 福祉活動計画	第 3 期柏市地域健康福祉活動計画 平成 26 年度～				第 4 期柏市地域健康福祉活動計画									

|| 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への住民参加を実現するために、市民アンケート調査や住民ワークショップを実施するとともに、幅広い分野の関係者を委員とする「柏市健康福祉審議会 地域健康福祉専門分科会」において審議を行いました。

|| 5 協働による計画の推進

計画の推進にあたっては、市民、町会・自治会・区、ふるさと協議会※、行政、民生委員・児童委員※、柏市民健康づくり推進員※、社会福祉協議会※、ボランティア団体等が、互いを尊重し役割を持って、連携・協力することにより、取り組んでいきます。

(1) 市民の役割

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、住民一人ひとりが主体的に考え方行動し、つながりを作り、見守り、支えあいを実践することが必要です。

(2) 地域の役割

① 地域の役割

町会・自治会・区・ふるさと協議会（地区社会福祉協議会）等は、地域福祉を推進するための基盤として、また住民が地域福祉に参画する場としての役割が期待されています。

今後も、地域における見守り、支えあい活動を進めていくとともに、地域の課題を解決するため、住民、地域の団体、行政との連携強化を進め地域福祉活動の活性化につなげます。

② 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域での様々な相談に応じ、必要な支援につなげる等、行政や関係機関へのつなぎ役として重要な役割を果たします。

※ふるさと協議会：昭和55年以降、心のふれあういきいきとした住み良いまちづくりを市民と行政が一体となって推進していく「ふるさと運動」の推進組織として、各地域に「ふるさと協議会」が設立され、近隣センターを拠点にして、地域の実情に応じた様々な活動を行っている。

※民生委員・児童委員：民生委員は市内の各町会・自治会・区などから推薦を受け、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域福祉の推進に向け、常に住民の立場に立って相談・支援を行う特別職の非常勤地方公務員。児童委員は、児童福祉法により民生委員が兼務し、児童健全育成の活動を行っている。また、「主任児童委員」として、児童に関わる相談・支援を専門に担当する委員もいる。

③ 柏市民健康づくり推進員の役割

柏市民健康づくり推進員は、市民の生涯にわたる地域ぐるみの健康づくりと子育て支援を推進するため、地域住民とふれあいながら、だれもが健康でいきいきと暮らせる心とからだづくりのための活動を進めています。

④ ボランティア・NPO^{*}等の役割

複雑化・多様化する悩み等を抱える人が増加している中で、住民とともに様々な活動を展開し、行政、関係機関と連携することで地域の多様なニーズに対応する福祉サービスの提供を行います。

⑤ 福祉関係事業者の役割

誰もが住み慣れた地域で自立した暮らしを送れるよう、より有効な福祉サービスの提供を進め、事業の充実や新しいサービスの創出を図ります。

⑥ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体であり、地域の見守り、支えあい活動を通じた地域課題の抽出、課題解決に向けて市民とともに地域、関係機関・団体等との連携を図り、地域福祉推進の体制を整備します。

(3) 市の役割

本計画は、柏市が目指す地域福祉を推進するための指針となります。本市では、少子高齢化の進行、核家族世帯、独居世帯の増加といった社会的問題に対応するとともに、複雑化・多様化する地域の課題解決のため、関係部局が連携し、包括的な支援体制の構築を行い、地域福祉施策を推進します。

***柏市民健康づくり推進員**：柏市民健康づくり推進員は、市内の各町会・自治会・区などから推薦を受け、市長から委嘱された非常勤特別職。市内 20 地域を活動の単位として、「推進員の赤ちゃん訪問」、「母と子のつどい」、「地域健康講座」などの子育て支援活動や健康づくり活動を保健師と一緒に実施している。

***社会福祉協議会**：社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人であり、都道府県、市町村でそれぞれ組織されている。

***NPO**：ボランティア活動や営利を目的としない福祉・環境・まちづくり・国際協力などの公共活動や市民活動を行う組織や団体。そのうち、特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人をNPO法人という。

柏市の地域福祉を取り巻く現状と課題

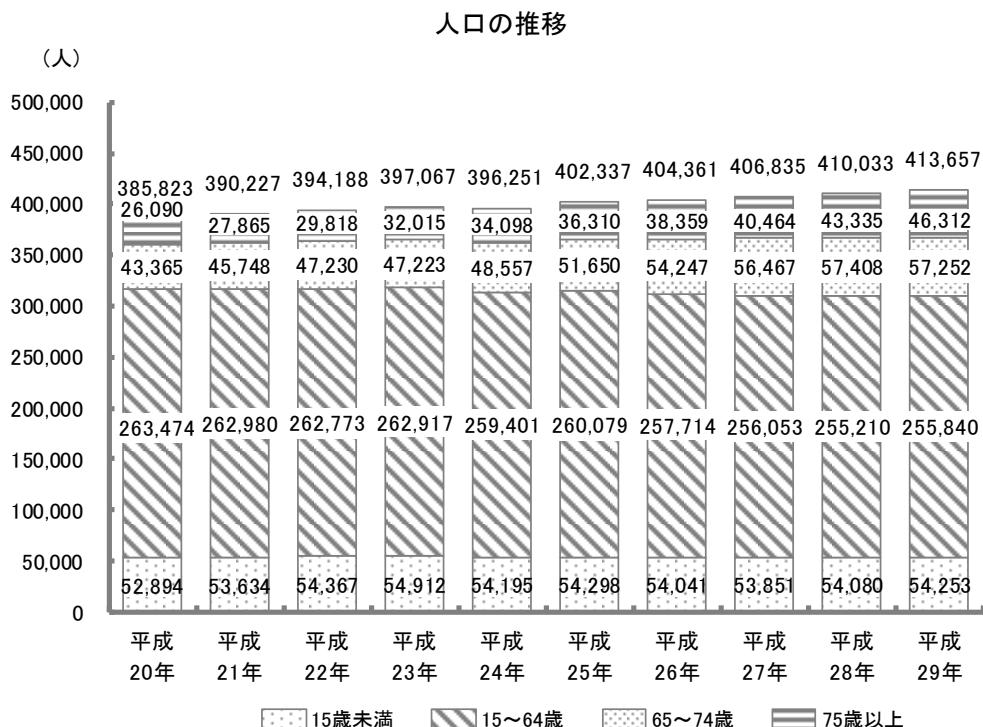
1 人口等の現状

(1) 人口の推移

この10年間の本市の総人口推移をみると、一貫して増加し続けており、およそ28,000人の増加となっています。

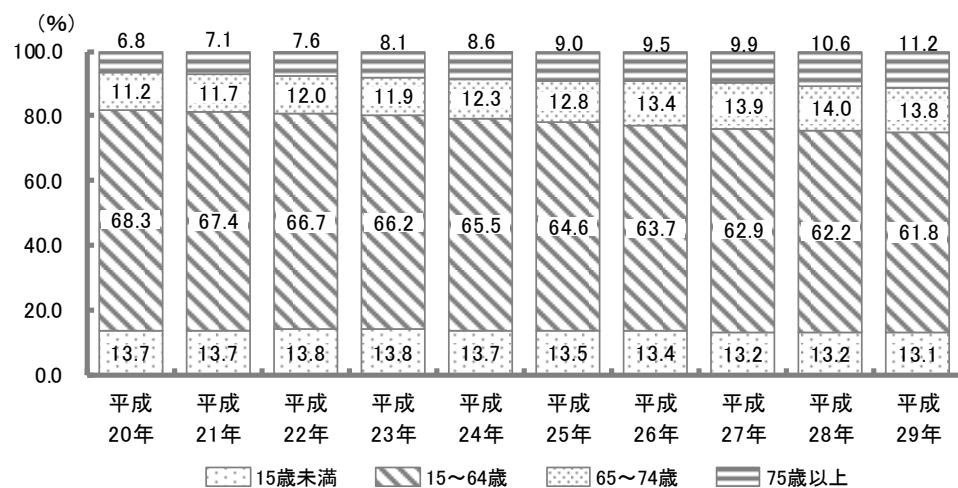
年齢別でみると、15歳未満についてはここ数年54,000人台の水準を維持する形で増減を繰り返して推移しています。15~64歳については多少の増減はあるものの減少の傾向がみられ、この10年間で8,000人近くの減少となっています。65歳以上の高齢者数については総人口同様に一貫して増加し続けており、65~74歳でおよそ14,000人、75歳以上でおよそ20,000人の増加となっています。

また、人口の構成比については15歳未満及び15~64歳の割合が減少し続けている一方、65~74歳及び75歳以上の割合は増加し続けており、平成29年時点で合わせて25.0%となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月時点）

人口の割合の推移

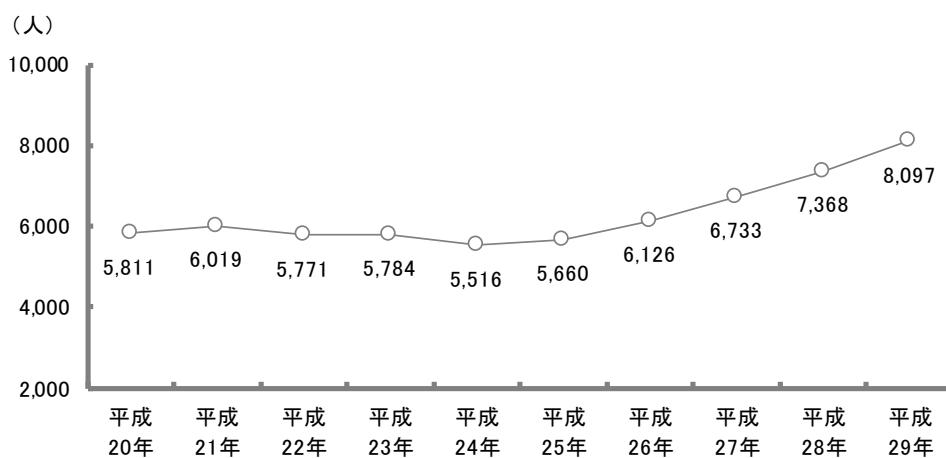


資料：住民基本台帳（各年4月時点）

(2) 外国人住民の推移

外国人住民の人数は、平成24年以降増加し続けており、平成29年にはおよそ2,500人増加で8,097人となっています。

外国人住民の推移



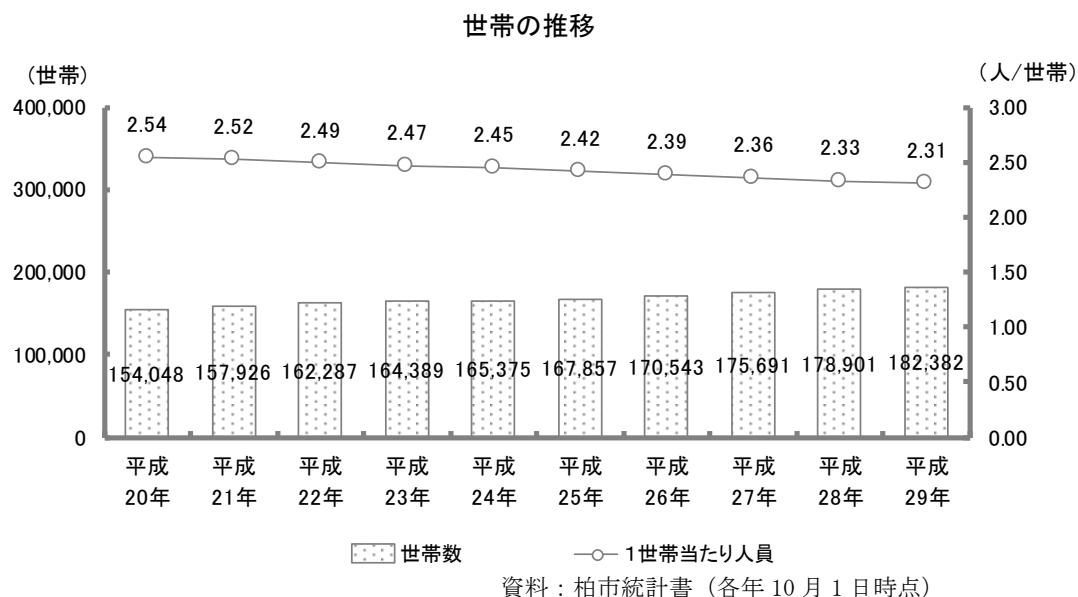
資料：柏市統計書（各年12月末日時点）

※平成24年7月9日住民基本台帳法改正により、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象（改正前は外国人登録法による登録制度）となったことから、対象者及び一部国籍・地域に変更あり。

(3) 世帯の推移

本市の世帯数は年々増加し続けており、平成20年から平成29年にかけておよそ28,000世帯の増加となっています。

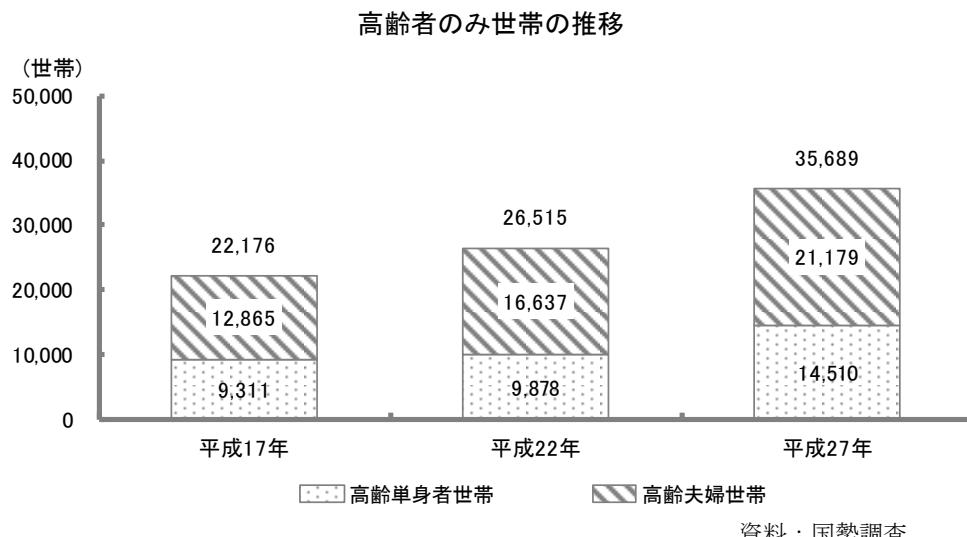
1世帯当たりの人員については年々減少し続けており、平成29年時点で2.31人となっています。



(4) 高齢者のみ世帯の推移

高齢者のみ世帯は年々増加し続けており、平成17年から平成27年にかけておよそ13,500世帯の増加となっています。

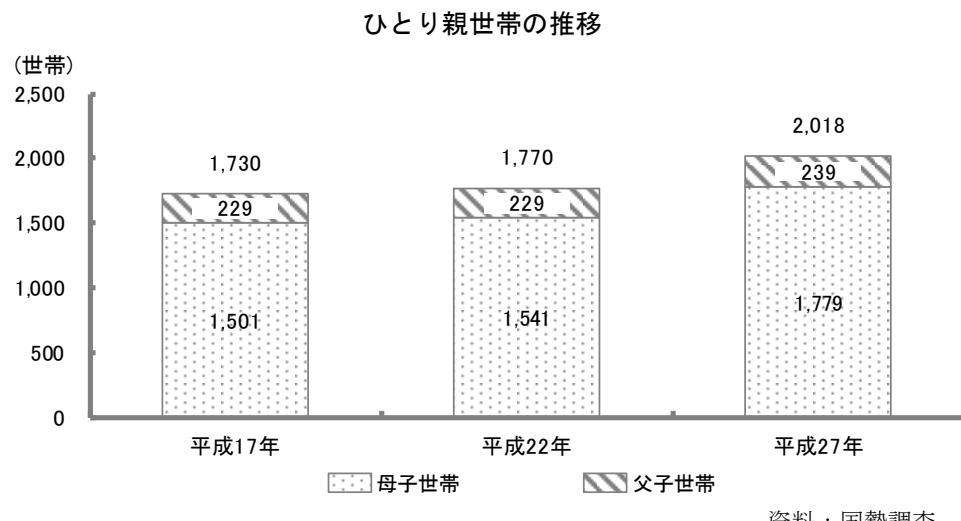
また、内訳でみると、高齢者単身世帯はおよそ5,000世帯、高齢夫婦世帯はおよそ8,500世帯の増加となっています。



(5) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯は年々増加し続けており、平成17年から平成27年にかけておよそ300世帯の増加となっています。

また、内訳でみると、母子世帯はおよそ300世帯、父子世帯は10世帯の増加となっています。

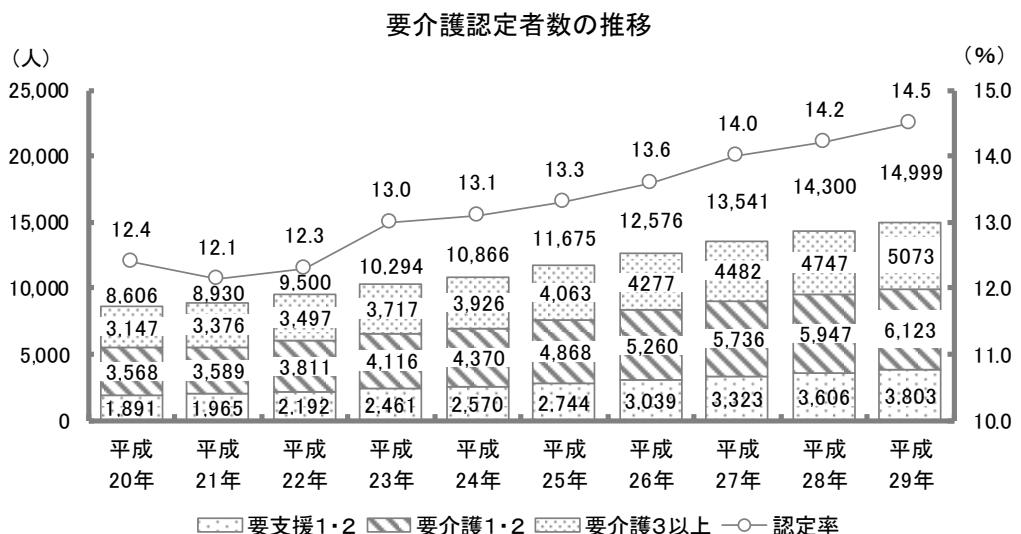


(6) 要介護認定者数の推移

要支援・要介護の認定者数は年々増加し続けており、平成21年から平成29年にかけておよそ6,000人の増加となっています。

内訳でみると、要介護1・2の認定者数がおよそ2,500人の増加で伸びが顕著となっています。

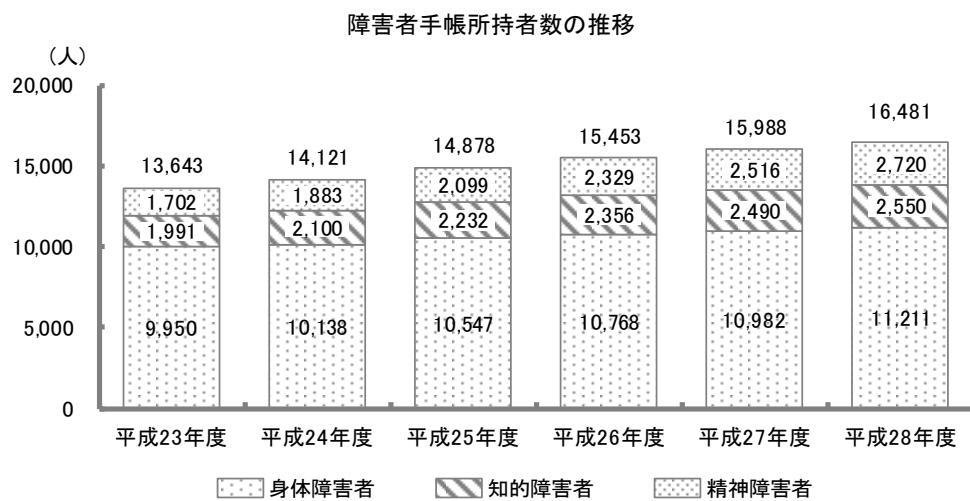
また、認定率についても年々増加し続けており、平成29年には14.5%となっています。



(7) 障害者手帳所持者数の推移

身体・知的・精神障害の手帳所持者数はいずれも増加し続けており、全体でおよそ2,800件の増加となっています。

主に、身体障害者および精神障害者手帳所持者において、65歳以上の高齢者の割合が増えています。

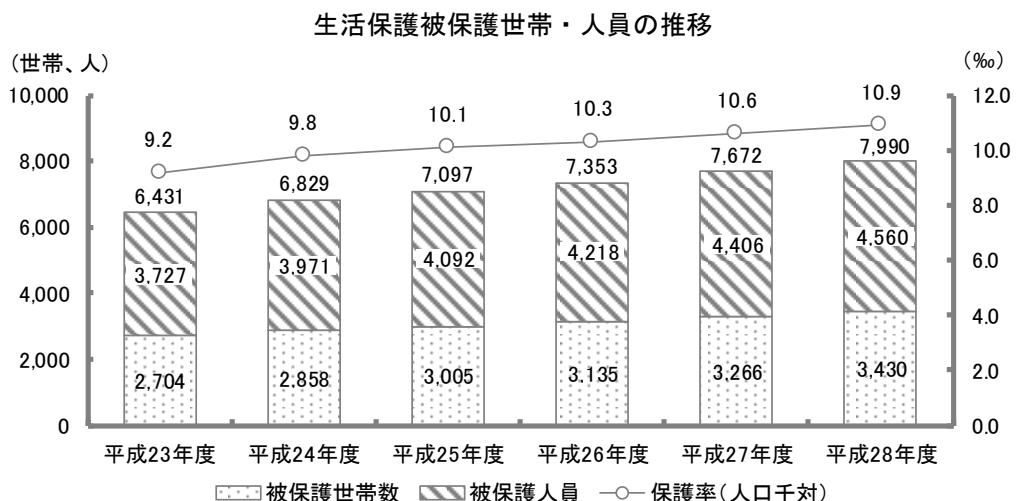


資料：障害福祉課

(8) 生活保護被保護世帯・人員の推移

生活保護の被保護世帯・人員は年々増加し続けており、平成23年度から平成28年度にかけて被保護世帯数は726世帯、被保護人員は833人の増加となっています。

被保護率についても年々増加傾向にあり、平成28年度時点で10.9%となっています。



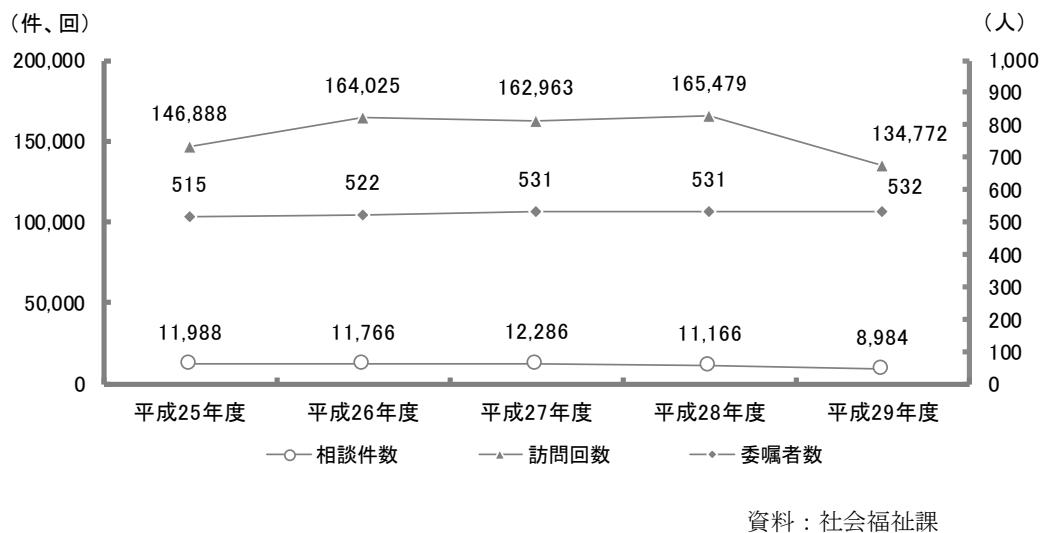
資料：生活支援課

(9) 民生委員・児童委員活動状況の推移

民生委員・児童委員の委嘱者数は平成 29 年度に 532 人となっています。

相談件数については、平成 29 年度に、声かけ訪問事業の対象者を 75 歳以上の独居世帯としたことから、平成 28 年度以前と比較すると減少しています。

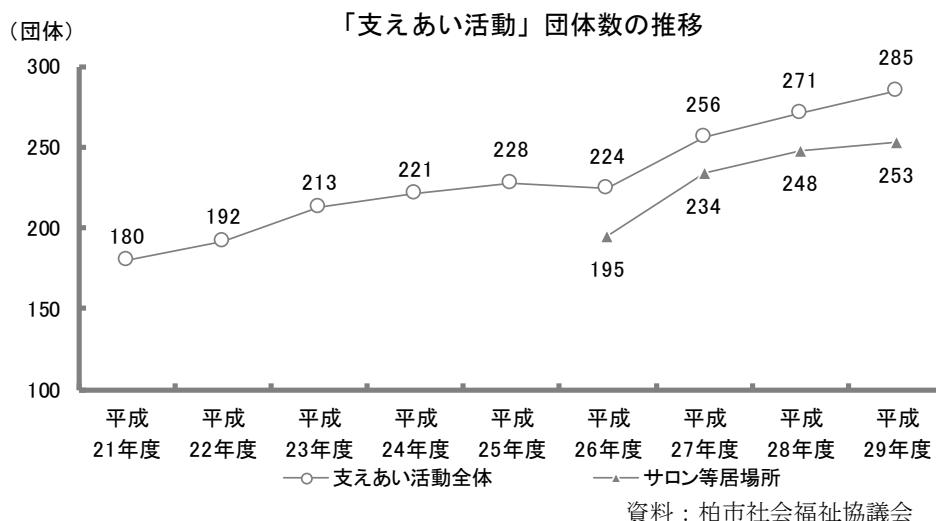
民生委員・児童委員活動状況の推移



資料：社会福祉課

(10) 「支えあい活動」団体数の推移

「支えあい活動」の団体数は年々増加し続けており、平成 21 年度から平成 29 年度にかけて 105 団体の増加で 285 団体となっています。また、サロン※等居場所についても平成 26 年度からは増加しており、平成 29 年度には 253 団体となっています。

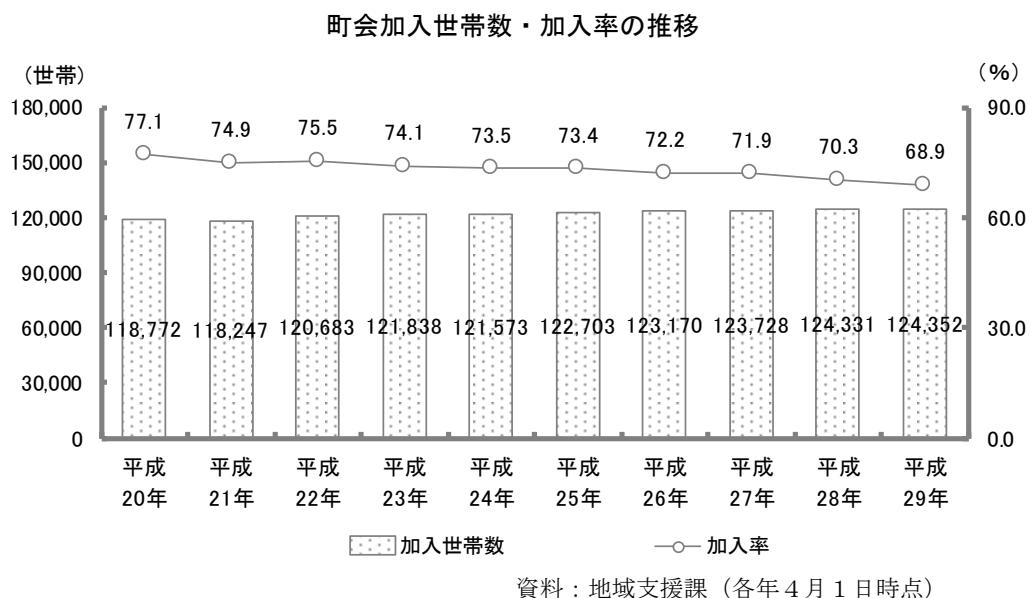


資料：柏市社会福祉協議会

※サロン：地域の中で、仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。

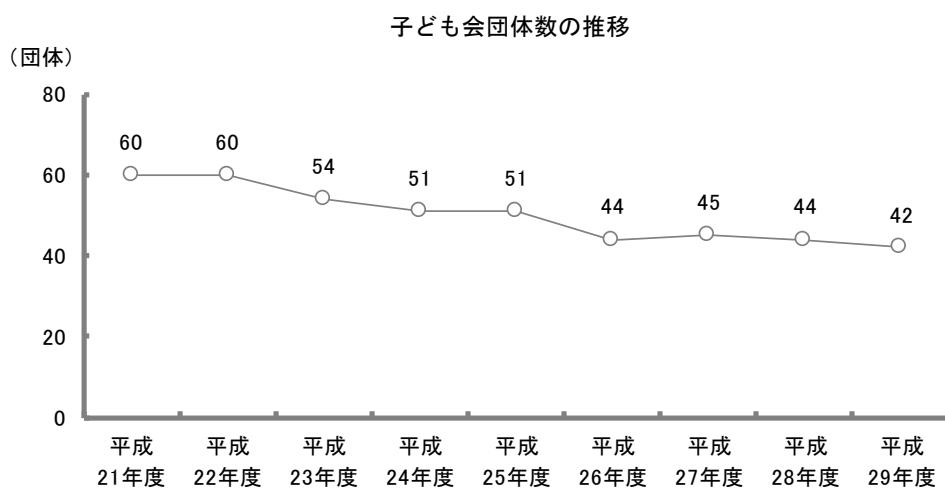
(11) 町会加入世帯数・加入率の推移

町会への加入世帯数については微増で推移しているものの、加入率については年々減少傾向にあり、平成29年には68.9%となっています。



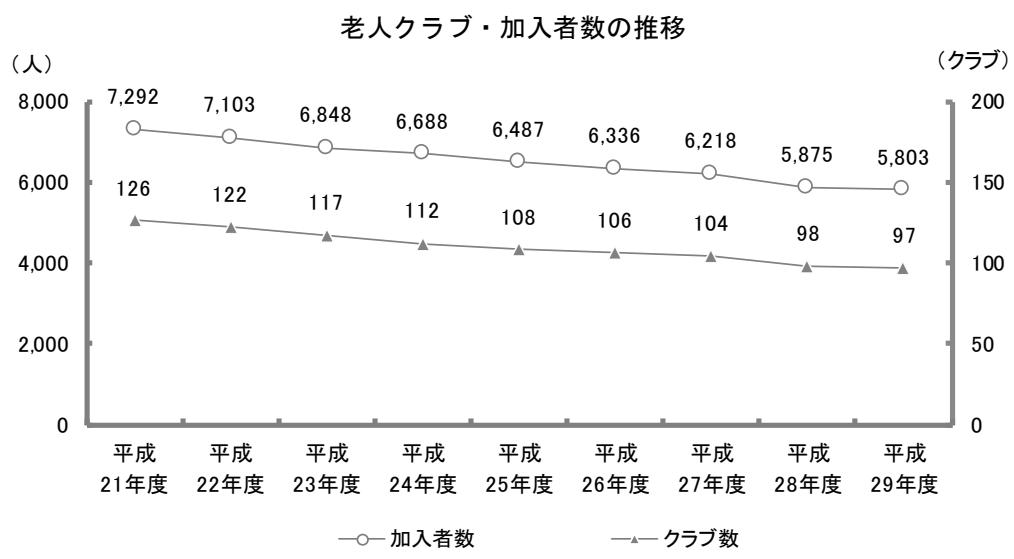
(12) 子ども会団体数の推移

子ども会団体数は減少傾向にあり、平成21年度から平成29年度にかけて18団体減少し、平成29年度時点では42団体となっています。



(13) 老人クラブ・加入者数の推移

老人クラブ数及び加入者数はともに減少傾向にあり、平成 21 年度から平成 29 年度にかけて、老人クラブ数はおよそ 30 クラブの減少、加入者数はおよそ 1,500 人の減少となっています。



2 アンケート調査から見える現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、市民の福祉観、地域でのかかわりなどの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画策定に反映していくために実施しました。

② 調査設計

調査地域：柏市全域

調査対象：無作為抽出による18歳以上の市民 4,000人

調査期間：平成29年12月18日～平成30年1月9日

調査方法：郵送による配布・回収

③ 回収結果

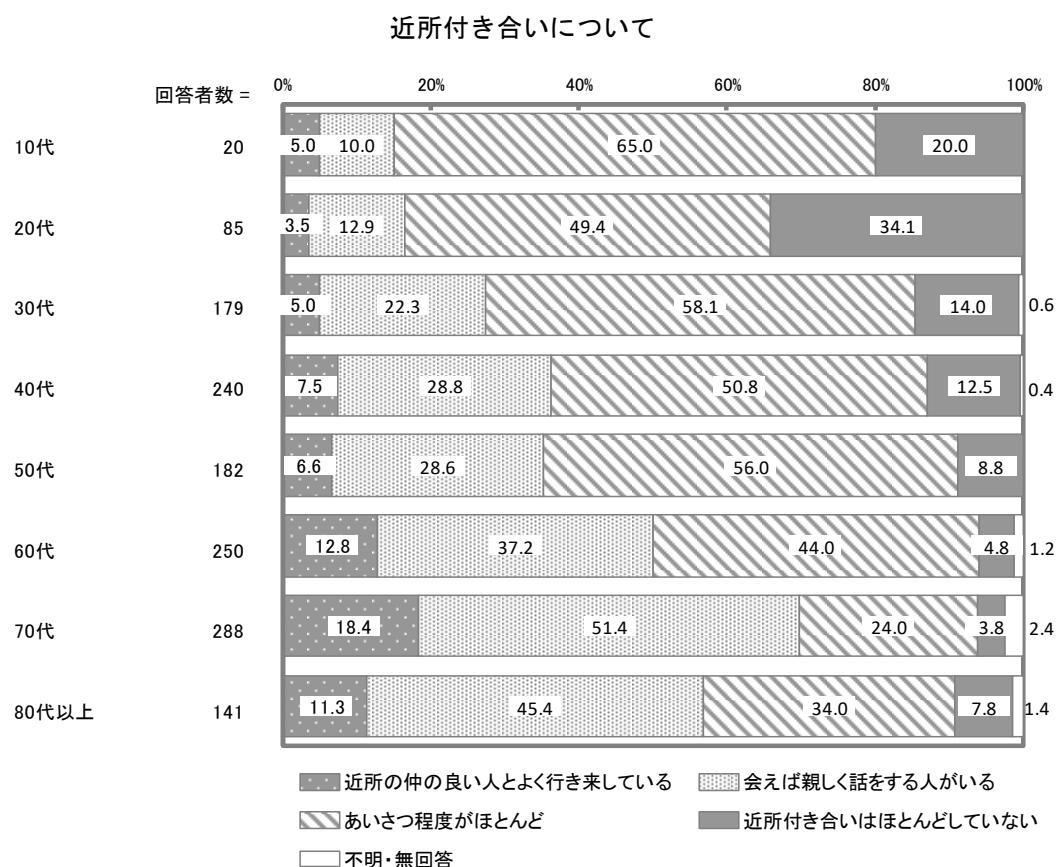
配布数	回収数	回収率
4,000 票	1,402 票	35.1%

※前回調査（平成24年実施）：配布数4,000票、回収数1,215件、回収率30.4%

(2) 調査の結果

① 近所付き合いについて

近所付き合いについては、年齢別にみると、年齢が高いほど近所付き合いの程度が高い傾向にあり、70～80代以上では「会えば親しげに話をする人がいる」が最も高く、約半数を占めています。10～60代では「あいさつ程度がほとんど」が最も高くなっています。

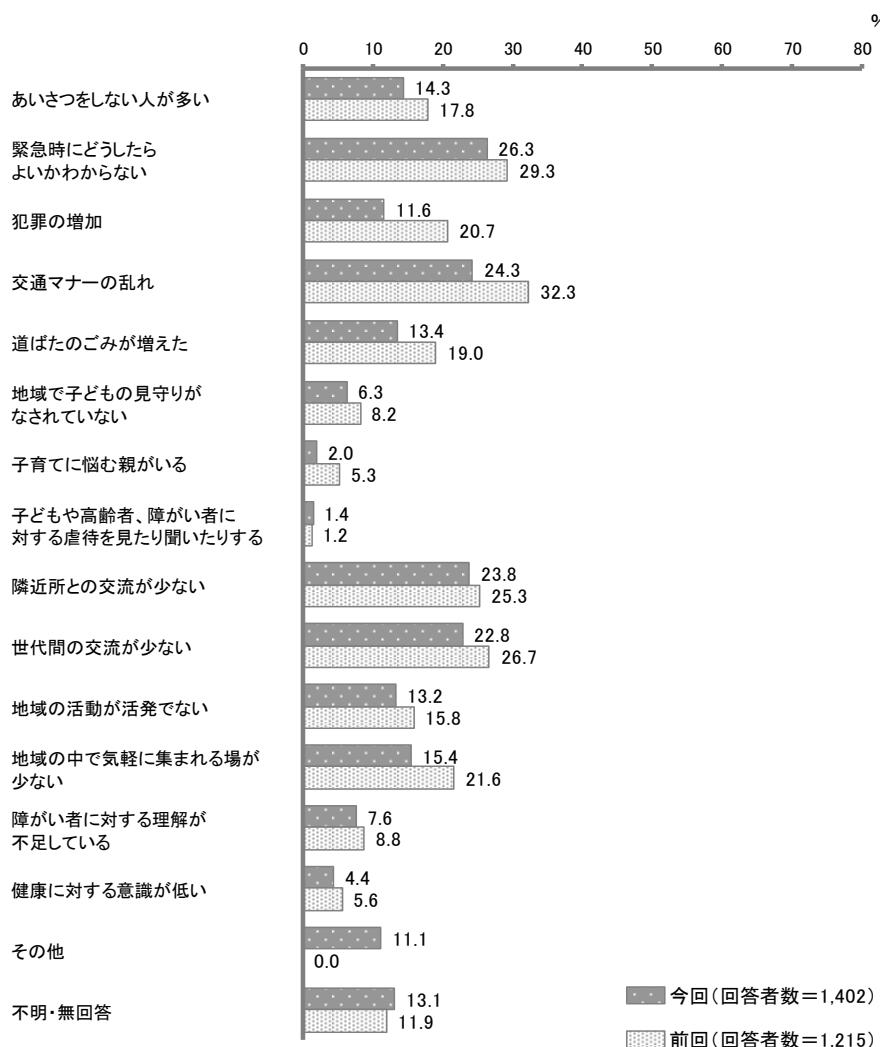


② 地域の問題点・不足点について

地域の問題点・不足点については、「緊急時にどうしたらよいかわからない」が26.3%で最も高く、次いで「交通マナーの乱れ」が24.3%、「隣近所との交流が少ない」が23.8%となっています。

前回調査と比較すると、「犯罪の増加」が9.1ポイント減少、「交通マナーの乱れ」が8.0ポイント減少、「道ばたのごみが増えた」が5.6ポイント減少、「地域の中で気軽に集まれる場がない」が6.2ポイント減少しています。

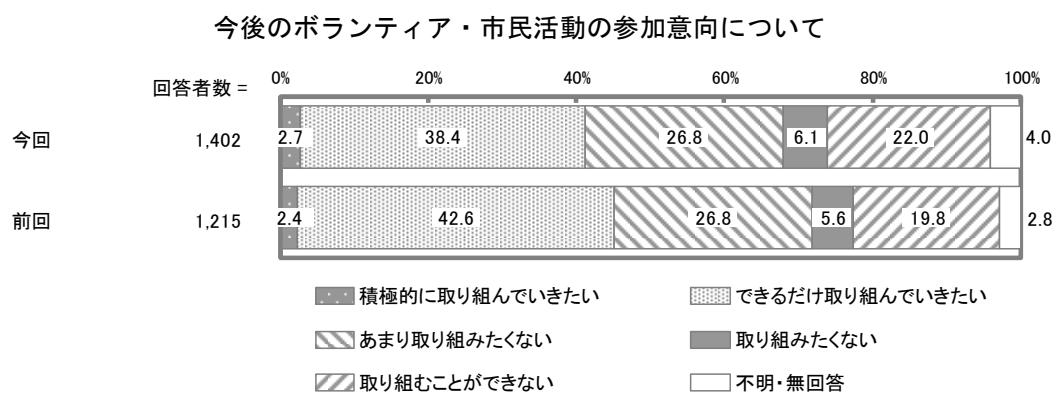
地域の問題点・不足点について



③ 今後のボランティア・市民活動の参加意向について

今後のボランティア・市民活動の参加意向については、「できるだけ取り組んでいきたい」が38.4%で最も高く、次いで「あまり取り組みたくない」が26.8%、「取り組むことができない」が22.0%となっています。「積極的に取り組んでいきたい」と「できるだけ取り組んでいきたい」を合わせた割合は約4割を占めており、「あまり取り組みたくない」と「取り組みたくない」を合わせた割合を上回っています。

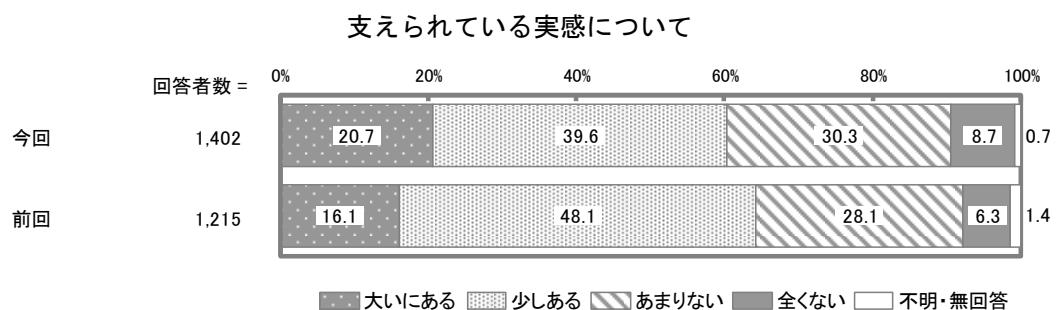
前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。



④ 支えられている実感について

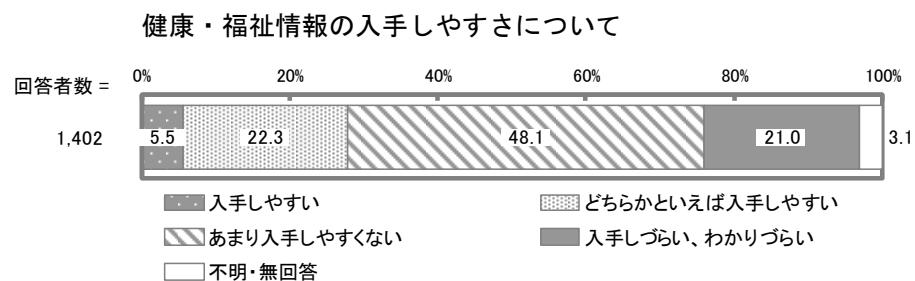
支えられている実感については、「少しある」が39.6%で最も高く、次いで「あまりない」が30.3%、「大いにある」が20.7%となっており、「大いにある」と「少しある」を合わせた割合が約6割を占めています。

前回調査と比較すると、「少しある」が8.5ポイント減少しています。

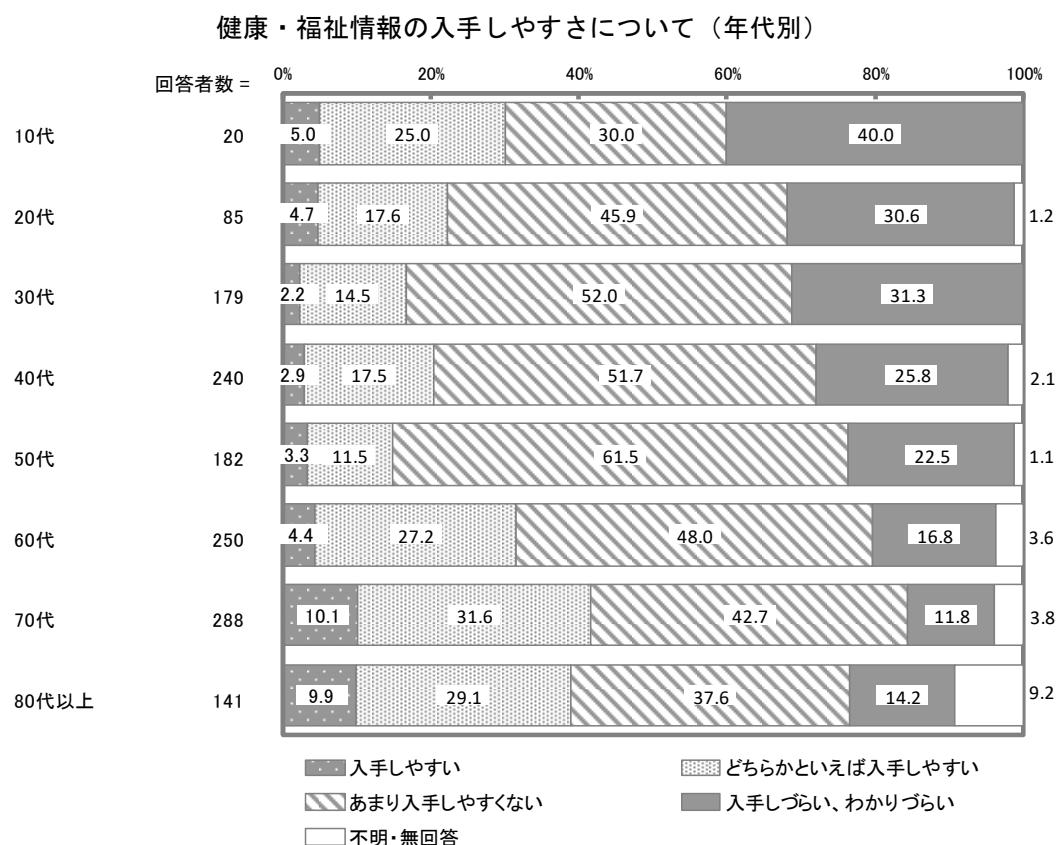


⑤ 健康・福祉情報の入手しやすさについて

健康・福祉情報の入手しやすさについては、「あまり入手しやすくない」が48.1%で最も高く、次いで「どちらかといえば入手しやすい」が22.3%、「入手しづらい、わかりづらい」が21.0%となっており、「あまり入手しやすくない」と「入手しづらい、わかりづらい」を合わせた割合が約7割を占めています。



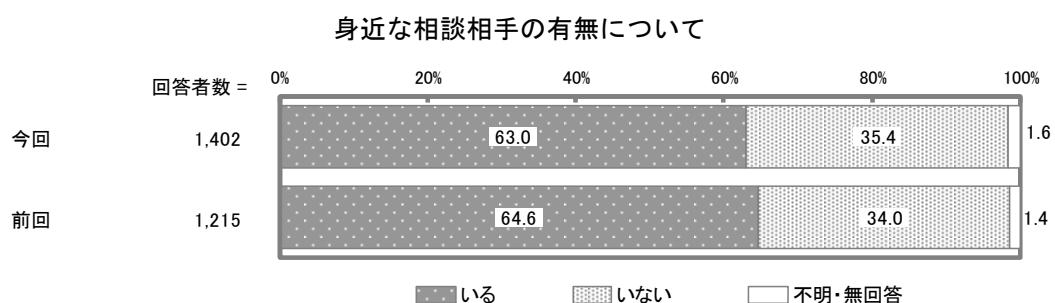
年齢別にみると、10代では「入手しづらい、わかりづらい」、20~80代以上では「あまり入手しやすくない」が最も高くなっています。2つを合わせた割合はすべての年齢で過半数を占めています。



⑥ 身近な相談相手の有無について

身近な相談相手の有無については、「いる」が63.0%で、「いない」の35.4%を上回っています。

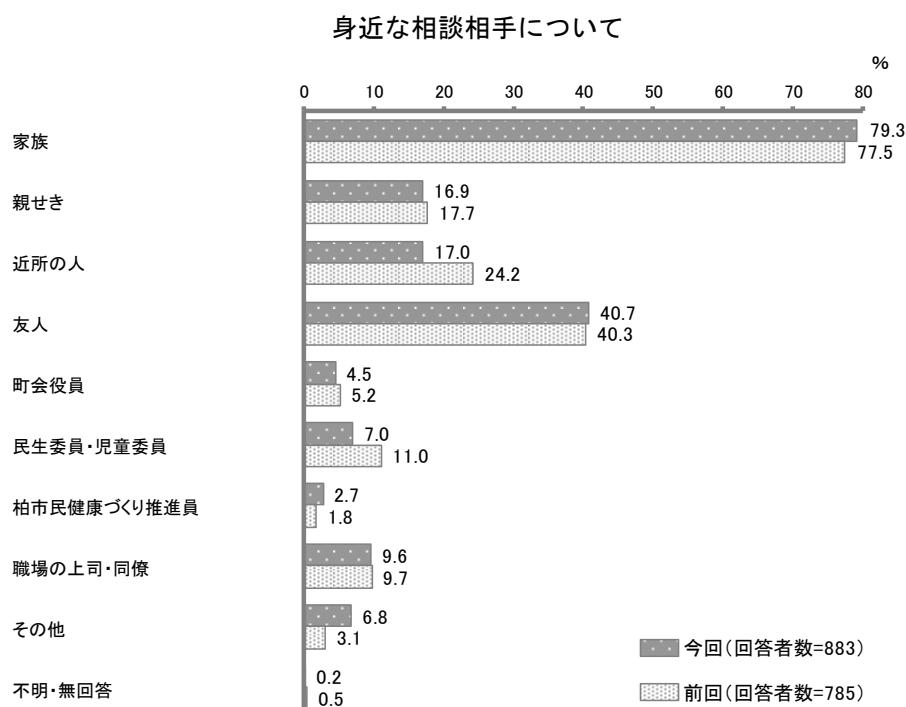
前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。



⑦ 身近な相談相手について

身近な相談相手については、「家族」が79.3%で最も高く、次いで「友人」が40.7%、「近所の人」が17.0%となっています。

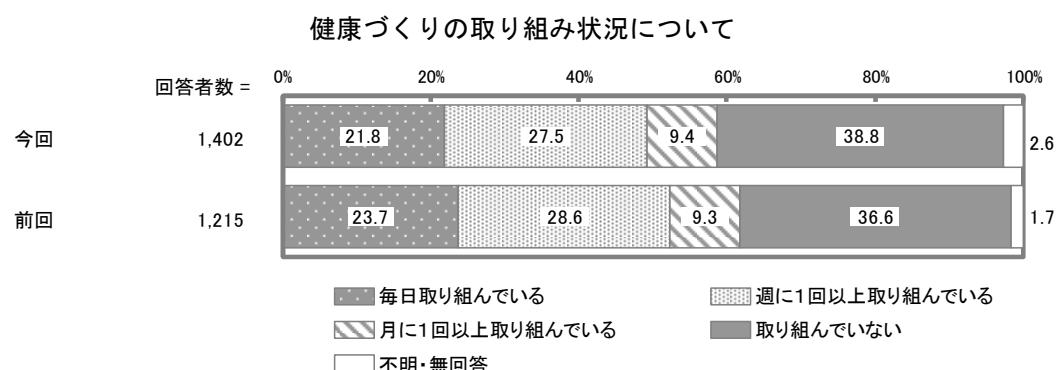
前回調査と比較すると、「近所の人」が7.2ポイント減少しています。



⑧ 健康づくりの取り組み状況について

健康づくりの取り組み状況については、「取り組んでいない」が38.8%で最も高く、次いで「週に1回以上取り組んでいる」が27.5%、「毎日取り組んでいる」が21.8%となっています。

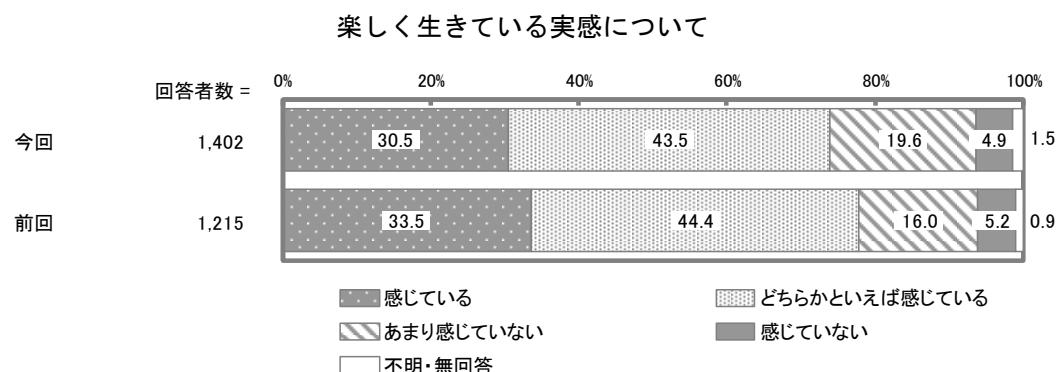
前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。



⑨ 楽しく生きている実感について

楽しく生きている実感については、「どちらかといえば感じている」が43.5%で最も高く、次いで「感じている」が30.5%、「あまり感じていない」が19.6%となっています。

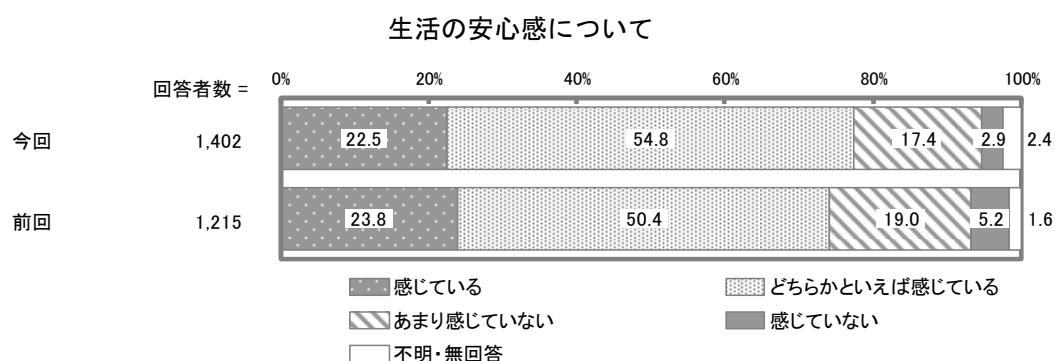
前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。



⑩ 生活の安心感について

生活の安心感については、「どちらかといえば感じている」が 54.8%で最も高く、次いで「感じている」が 22.5%となっており、「感じている」と「どちらかといえば感じている」を合わせた割合が約8割を占めています。

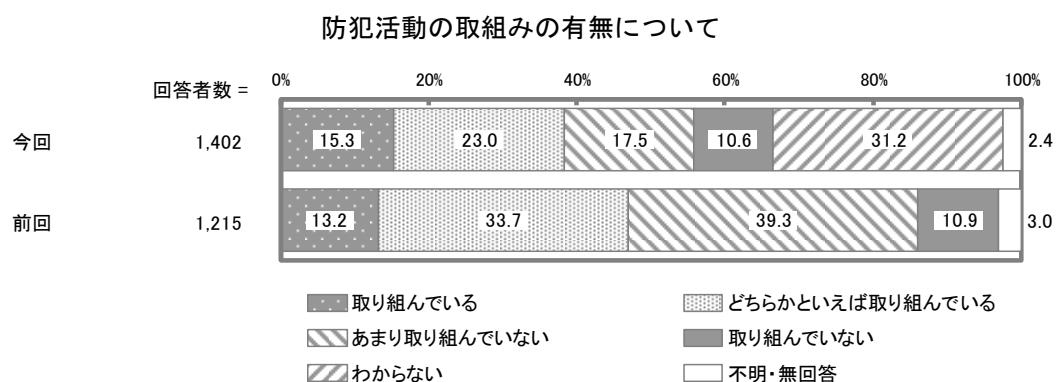
前回調査と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。



⑪ 防犯活動の取組みの有無について

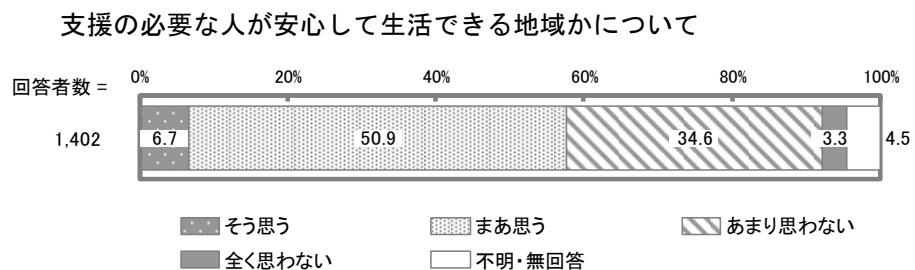
防犯活動の取組みの有無については、「わからない」が 31.2%で最も高く、次いで「どちらかといえば取り組んでいる」が 23.0%，「あまり取り組んでいない」が 17.5%となっています。「取り組んでいる」と「どちらかといえば取り組んでいる」を合わせた割合は約4割で、「あまり取り組んでいない」と「取り組んでいない」を合わせた割合を上回っています。

前回調査と比較すると、「どちらかといえば取り組んでいる」が 10.7 ポイント減少、「あまり取り組んでいない」が 21.8 ポイント減少しています。



⑫ 支援の必要な人が安心して生活できる地域かについて

支援の必要な人が安心して生活できる地域かについては、「まあ思う」が50.9%で最も高く、次いで「あまり思わない」が34.6%、「そう思う」が6.7%となっており、「そう思う」と「まあ思う」を合わせると約6割を占めています。



(3) 調査から見えた課題

柱1 みんなで支えあう地域づくり

(町会等支援事業、地域の支えあいの充実と体制整備、ボランティアセンター事業など)

課題	① 近所の付き合いは、10～50代では、「あいさつ程度がほとんど」が最も多く5割を超え、近所付き合いが希薄になっている。 ② 現在、ボランティアや市民活動への取り組む人は、約15%と少ない。
ヒント 解決策への	① 今後は、「会えれば親しく話しをする」ことを望んでいる方は多く、5割を超える。 ② 今後はボランティアや市民活動への取り組みを望んでいる方は、前回より減少したが、約4割の方が望んでいる。 支えあいや助けあいへの関心度は、約65%と高い。



- 隣近所との付き合いを促進するための仕掛けづくり・きっかけづくりが必要
- ボランティア等に参加したいが参加出来ない人への働きかけが必要

柱2 情報が共有され相談しやすい地域づくり

(HPの管理運営、地域包括支援センター※事業、地域生活支援センター※事業（あいネット）など)

課題	① 健康福祉の情報を入手しやすいと感じる人は、約3割と少ない ② 健康福祉で困ったときの相談相手が家族以外、友人以外は、20%以下と少ない。
ヒント 解決策への	① 健康福祉の情報を入手しやすいと感じる人は少ないが、前回より約8ポイント増加。主な情報入手先は、広報誌、回覧板。次に新聞・雑誌・テレビ、インターネット等が高い。 ② 日常生活で起こる問題に対しては、行政と住民が協力して解決方法を考える人が約50%と多い。



- 情報提供したい相手ごとに情報発信方法を検討する必要がある。
- 困ったときの相談先について、今以上の周知が必要。
- 身近な問題については、地域の力を借りて解決出来るようななしきみが必要

※地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護、保健、医療、福祉などのサービスを元気な時から要介護状態となった時まで、継続して利用する支援を行う機関。

※地域生活支援センター：年齢や障害の有無は問わず、柏市民の方対象の「福祉なんでも相談」を実施している機関。生活上の困りごとや心配ごとで、「どこに相談したらいいかわからない」、「困りごとがいろいろで、どこから手をつけたらよいかわからない」などの相談を受けている。

柱3 健やかに暮らせる地域づくり

(健康教育、フレイル^{*}予防事業、成人保健事業（健康づくり普及・啓発）など)

課題	① 自身の健康状態について健康だと感じている人は約75%と多いが、前回より約3ポイント減少。 健康づくりに取り組んでいる人は約50%で前回より約3ポイント減少。 ② 生きがいを持ち楽しく生きていると感じている人は、約75%と多いが、前回より約4ポイント減少。
ヒント 解決策への アドバイス	① 健康意識については、高まっていると考える人は約35%で前回より約16ポイント増加。 健康福祉の情報を入手しやすいと感じる人は少ないが、前回より約8ポイント増加。 ② 健康福祉に関する施策は、健康づくりや生きがいづくりがさかんなまちづくりを進めること、支えあいながら子育てが出来る環境を充実する、が重要と考える人は、ともに前回より約2ポイント増加。



- 健康づくりの情報発信から健康づくりへの取り組みにつなげることが必要
- 全世代が、生きがいを持って楽しく生きられるようなくみづくりが必要

柱4 安全安心に暮らせる地域づくり

(自主防災組織^{*}に関する事業、移動サービス事業、かしわ福祉権利擁護センターなど)

課題	① 支援が必要な人が安心して生活出来ると実感している人の割合は、約60%と前回と変わらない。
ヒント 解決策への アドバイス	① 公共空間のバリアフリー化が進んでいると感じている人は約20%で、前回より約13ポイント減少。 いざというときに家族以外の支援者がいる人は少ない。 防災訓練に参加している人は約20%と前回より約2ポイント増加しているが、依然として少ない。



- 有事の際、家族以外の方でも支援出来るよう、日頃から地域の助けあい・支えあい体制の整備が必要
- 公共空間のバリアフリーはもちろん、支援が必要な方が安心して暮らせるように配慮することが必要

*フレイル：年をとつて心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態。多くの人が健康な状態からフレイルを経て要介護状態になると考えられている。

*自主防災組織：災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織

|| 3 市民ワークショップから見える現状

(1) 実施概要

① 目的

地域福祉推進の主体となるのは、地域住民等です。今回の改定にあたっては、地域で実際に活動をされている個人・団体から直接生の声を伺うことで、現在の柏市の課題や、次期計画で取り組むべき方向性などを明らかにする必要があるため、ワークショップを実施しました。

② 実施日時・参加者

	日時	対象	人数	場所
第1回	平成30年 1/10 9:30～ 11:30	地域・地縁団体： ふるさと協議会、 地区社会福祉協議会	12人	
第2回	平成30年 1/10 14:00～ 16:00	活動団体・相談機関： 民生委員・児童委員、柏市民健康づくり推進員、ボランティア、地域生活支援センター（あいネット） 地域支えあい推進員 等	21人	ウェルネス柏 4階研修室
第3回	平成30年 1/20 13:00～ 15:30	“地域・地縁団体”と “活動団体・相談機関”合同開催	31人	

(2) 市民ワークショップからの意見と見えた課題

課題1 町会や地域組織の衰退

○ 主な意見

町会の脱退、未加入
役員のなり手不足 など

解 決 案	地 域	<ul style="list-style-type: none">・情報提供手段の検討・魅力ある町会づくり・強制的でなく、自主性を大事にした支えあい、仕組みが必要・女性の力の活用・普段から地域でコミュニケーションをとる
	行 政	<ul style="list-style-type: none">・市の広報に、地域の自慢コラムや地域のつながりの大切さを掲載・市役所地域支援課の拡大



普段から地域でコミュニケーションをとり、地域の繋がりの大切さを理解してもらい、町会や地域組織への住民参加を促す。

課題2 ボランティアなど、支える担い手の不足

○ 主な意見

地域活動への協力者減少
ボランティアや支える側の高齢化
リーダー不足 など

解 決 案	地 域	<ul style="list-style-type: none">・初めての人も参加しやすい配慮やコーディネートが必要・ボランティアでストレスがたまらないように分散していく・町会等の役員の任期を複数年に
	行 政	<ul style="list-style-type: none">・(ボランティアの)情報を取得しやすい工夫・情報公開の運用の見直し



助けあいの意識醸成を行い、ボランティアなどに取り組む担い手を育成し、
地域福祉活動の活性化を図る。

課題3 活動や交流の場の不足

○ 主な意見

サロン※等の参加者が少ない
活動するための場所の不足
本当に来て欲しい人が来ない など

解 決 案	地 域	<ul style="list-style-type: none">・サロン等の回数を増やす・近隣センターで、関心があつまるような催しの開催(囲碁、麻雀等)・チラシの配付(サロン等の周知)・空き家や空き店舗の活用
	行 政	<ul style="list-style-type: none">・高齢者、障害者等の交流の橋渡し・空き家や空き店舗を活用できるよう、補助金等の支援・公共の場にすぐ座って一服できるところを作る・自由に集える場がたくさんあると良い(パレット柏のような)

より身近な場所でサロン等が開催でき、参加者も気軽に参加できるような交流拠点の整備を行う。

課題4 必要な人へ情報が届かない、困っている人を把握できない

○ 主な意見

情報が伝わりづらい
情報発信したものが、必要な人に届いていない
個人情報の問題があり、支援を必要としている人がわからない など

解 決 案	地 域	<ul style="list-style-type: none">・コンビニに広報等の配架・老人会、サロン等で個人個人に渡す・一步踏み出してもらえるまで、声を掛け続ける
	行 政	<ul style="list-style-type: none">・多様な情報発信(受け取る側の状況に配慮した届け方)・総合相談窓口の設置

包括的に支援が行えるような総合相談窓口の整備が必要。また、必要な人に必要な情報が届くように多くの方法で情報を発信し周知する。

※サロン：地域の中で、仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。

課題5 相談できない、拒否されてしまう

○ 主な意見

困っている人が支援を受けることを拒む
何に困っているか分からず、相談ができない
SOSを出せる人間関係(コミュニケーション不足) など

解 決 案	地 域	<ul style="list-style-type: none">・民生委員の訪問活動を通して信頼関係をつくる・民生委員と地域とが協力し、心配なお宅の発見・見守り体制をつくる・老人会の活用・各町会で相談窓口の設置
	行 政	<ul style="list-style-type: none">・専門職による、障害があつて支援を拒む人への対応・サービスを受けることが恥ではないという風潮づくり

福祉ニーズの把握などの情報収集や、相談に乗れるような信頼関係を地域の中で築いていくことで、地域生活課題の早期発見につなげる。

課題6 地域の生活課題の多様化

○ 主な意見

一人暮らし高齢者の増加
貧困家庭の増加
障害者への理解不足 など

解 決 案	地 域	<ul style="list-style-type: none">・地域の様々な人・団体を巻き込んで課題に対する話し合いをする。・若年層のボランティア参加・男性の集いやすい場をつくる（麻雀、囲碁等）・支えあい活動（ごみ出し、買物、電気交換）・障害を言える関係性づくり
	行 政	<ul style="list-style-type: none">・横のつながりづくりの支援（橋渡し）・公共施設の開放・サロン等の活動に対する運営費の補助（増額）・道路等のバリアフリー化推進

相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が連携・協働して支援する。

課題 7 健康づくり、生きがいづくりの場や機会の不足、安全安心面の不安、移動困難者の増加

○ 主な意見

閉じこもり
K-Net^{*}の認知度が低い
空き家問題
移動が困難（交通が不便）など

解 決 案	地 域	<ul style="list-style-type: none">興味のある内容を考える(出不精の人が次も来ようと思えるもの)お知らせを町会回覧等で行う立て看板等で周知集会所の活用空き家を居場所づくりに生かす老人クラブの活用買い物支援ボランティア
	行政	<ul style="list-style-type: none">フレイル体操をもっと普及する集まる場所に選択肢が多数ある(3つ以上、単一でない)広場や公園を増やすK-Net の周知徹底ミニバスの運行



フレイルチェック^{*}を普及し、健康寿命の延伸を目指す。

健康で安全安心に暮らせるための、防災・防犯や、移動支援等について、地域の中で取り組むための仕組みづくりが必要。

*K-Net : 「柏市防災福祉 K-Net」の略で、阪神・淡路大震災をはじめ過去の大きな災害では、被害者の多くが高齢者や障害者などの避難行動要支援者（災害時にひとりでの避難が困難なかた）に集中していた。「柏市防災福祉 K-Net」では、避難行動要支援者（以下「要支援者」）の登録を行い、事前に自主防災組織（町会・自治会・区等）へ要支援者（登録者）の情報を提供することで、近所にお住まいのかた（支援者）に知っていただき、災害発生時や災害の発生が予想されるときに、安否確認や情報連絡、避難支援をしていただくことを目的としている。

*フレイルチェック：東京大学高齢社会総合研究機構が柏市で実施した「栄養とからだの健康増進調査」から得られた知見を基に心身の虚弱度を簡便かつ効果的にスクリーニングするために開発された手法。

4 第3期計画の評価及び課題

柱1 みんなで支えあう地域づくり

本市の町会、自治会、区等及びふるさと協議会等の地域組織は会員加入率の減少や担い手不足が課題となっています。

「支えあい活動」の団体数は年々増加している状況です。一方、地域活動団体等の会員の高齢化や減少等の課題があがってきています。

アンケート調査では、今後のボランティア・市民活動への参加意向のある市民は約4割となっており、市民のボランティアへの意向を活動へとつなげていくため、多様なボランティア活動メニューの提供と支援が必要です。

また、地域の支えあいの体制づくりを進めるうえで、町会・自治会等住んでいる地域でのつながりによって活動している地縁型とNPO法人やボランティアなど、子育てや環境保全等の特定のテーマでのつながりによって活動している目的型との交流や連携の場づくりが必要です。

また、現在地域で行われている様々な活動が継続され、活動の輪が広がるよう、後継者を育て、次世代の担い手に活動を継承していくための仕組みづくりが重要となります。

本市では、各地域に配置した「地域支えあい推進員※（生活支援コーディネーター）」が、支えあい会議の運営、地域資源の開発等の取組みや、地域の特性に合わせた地域づくりの講座を展開し、リーダーやサポーター等の人材の発掘・育成を行っています。また、子育て支援員においては自立的・継続的な活動につながる工夫が求められています。地域からは、福祉活動のリーダーのなり手の不足や、ボランティア活動員などの高齢化により新しい担い手の不足などが問題としてあげられています。アンケート調査では生活している中で地域の人に支えられていると感じる人ほど、近所づきあいや地域活動へ参加しており、支えあいの活動の輪にあらゆる年代・立場の人の参加を増やしていくことが必要です。また、活動者の発掘に加え、育成・コーディネートも引き続き課題となっています。

さらに、地域の将来について話しあう場が必要とされており、地域の人が集まって話すことができる場や機会、拠点づくりが必要です。

地域から、「隣近所との交流が少ない」「世代間の交流が少ない」などの問題点があがっていたり、地域活動の横のつながりや情報共有が求められており、地域における活動の機会や拠点となる場の整備が重要です。

※地域支えあい推進員：地域の特性を踏まえた支えあい活動を推進していくためには、活動の「担い手づくり」や地域住民同士や他の地域との「ネットワーク構築」、支えあい活動をしたい住民と利用したい住民との「マッチング」が必要となる。柏市では、その役目を担う“生活支援コーディネーター”をコミュニティエリアに配置しており、そのコーディネーターを「地域支えあい推進員」という。

柱2 情報が共有され相談しやすい地域づくり

地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて情報を知っている、もしくは情報を取得する方法を知っているなど、地域住民が様々な「情報」とつながっていることが大切です。

アンケート調査では、健康・福祉情報の入手しやすさについては、入手しづらいと感じている人が約7割となっています。また、支援が必要な人に必要な情報が届いていないという意見もあがっています。

そのため、子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術を活かした情報提供の充実を図る必要があります。

福祉情報がすべての市民に行き届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。さらに高齢者や障害者等にとっても分かりやすい情報提供の工夫が必要です。

また、多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化など、市役所の相談体制の充実が求められます。

本市では、地域包括支援センター^{*}において、身近な地域での高齢者等に関するワンストップの窓口として機能強化を図っており、今後職員の資質向上や実施体制の強化が重要となっています。

地域生活支援センター^{*}（あいネット）の利用者数は増加しており、さらなる周知が必要であり、利用者支援事業は、支援が必要な親子の発見や継続的な見守りにもつながっており、今後事業の拡充が求められます。

アンケート調査では、身近な相談相手のいない人が3割強となっています。また、地域での相談者である民生委員・児童委員及び市役所等の相談機能を持つ公的機関の利用は数%となっており、相談窓口の周知を図るとともに、初期相談体制の充実を図り、必要に応じて専門的な相談機関につないだり、サービス提供につなぎ、解決につなげるように、点から面への相談体制のネットワークの構築が求められます。

^{*}地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護、保健、医療、福祉などのサービスを元気な時から要介護状態となった時まで、継続して利用する支援を行う機関

^{*}地域生活支援センター：年齢や障害の有無は問わず、柏市民の方対象の「福祉なんでも相談」を実施している機関。生活上の困りごとや心配ごとで、「どこに相談したらいいかわからない」、「困りごとがいろいろで、どこから手をつけたらよいかわからない」などの相談を受けている。

柱3 健やかに暮らせる地域づくり

柏市健康意識調査において、若年層の健康に対する意識が低いことや、食生活、運動に課題があることが指摘されています。

そのため、健康リテラシー^{*}の向上のための啓発活動や教育の場の充実が必要です。

要介護認定の理由として、約4割が生活習慣病となっています。市では栄養（食・口腔機能）・運動・社会参加に重点をおいたフレイル予防の介護予防事業を推進している中で、市民の健康づくりへの取り組み状況をみると、取り組んでいる人は減少傾向にあり、地域活動への参加により、身体活動・運動へと結び付けていくなど、地域ぐるみで健康づくりを促進していく必要があります。さらに若い時からの生活習慣病予防や、ライフステージに応じた健康づくり活動が必要です。

健康管理や生活習慣病の発症予防・重症化の防止、日常的な疾病の対処などは、身近な地域での継続的な支援が必要となります。

在宅サービスの提供体制を充実するため、医療・看護・介護をはじめとし多職種連携の柏モデルをさらに推進するとともに、在宅医療推進体制のさらなる構築を進めるため、かかりつけ医の普及や在宅医療に関して市民がイメージしやすい情報発信に取り組むことが必要です。

どのような立場にある人でも、社会参加により生きがいづくりができるような環境が必要です。また、積極的な社会参加は、人ととのつながりを生み、孤立や孤独の防止にもつながります。

本市のセカンドライフ支援事業^{**}において、年齢にかかわらず多様な就労・社会参加を可能とするシステムの構築を進めていく必要があります

今後も市民が多様な活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

^{*}健康リテラシー：健康面での適切な意思決定に必要な、基本的健康情報やサービスを調べ、得、理解し、効果的に利用する個人的能力の程度を意味する。

^{**}セカンドライフ支援事業：高齢者の就労、ボランティア活動、趣味活動、学習、健康づくり等の施策の横断的連携と情報を柏市生涯現役促進協議会に提供する。同協議会は、市が構築したプラットフォームを引き継ぎ、拡大して、高齢者の希望に応じたコーディネートの実施や生涯現役促進セミナーの開催、ウェブ上の情報提供等を行い、高齢者の社会参加を促進。

柱4 安全安心に暮らせる地域づくり

防災福祉K-Net^{*}により避難行動要支援者[※]の把握と支援体制を強化してきたが、K-Netについて知らない人が多いのが現状。またK-Netの支援者等のなり手不足や防災・防犯訓練に人が集まらない等地域によって活動が二極化している問題もあります。

安全・安心に暮らせる地域づくりのために必要なこととして、ふだんからの近所づきあいの必要性を感じている人が多い中、さらなる展開に向けて、K-Netの周知や市内全域への展開に向けた啓発など、共助の活動を広げていくことが必要です。

また、地域の中で安心して生活できるよう、地域のつながりを強め、子どもの安全対策など犯罪に強い地域をつくります。また、地域で展開されている防犯活動の充実が必要です。

生活困窮者[※]、ひとり親、高齢者のみ世帯、障害者など支援が必要な人々が増加しています。支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない問題を抱える人も増えてきています。

その中で、権利擁護の関する相談件数は増加傾向にあります。成年後見制度[※]や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められます。

今後、複雑化・多様化する福祉課題に対応するため施策分野ごとの相談支援機関等と行政機関、雇用、住まい等、保健福祉部局以外の行政機関内の関係課、社会福祉協議会や地域福祉活動団体が問題を共有し連携して支援を行うことが重要です。

※防災福祉K-Net：「柏市防災福祉K-Net」の略で、阪神・淡路大震災をはじめ過去の大きな災害では、被害者の多くが高齢者や障害者などの避難行動要支援者（災害時にひとりでの避難が困難な方）に集中していた。「柏市防災福祉K-Net」では、避難行動要支援者（以下「要支援者」）の登録を行い、事前に自主防災組織（町会・自治会・区等）へ要支援者（登録者）の情報を提供することで、近所にお住まいのかた（支援者）に知っていただき、災害発生時や災害の発生が予想されるときに、安否確認や情報連絡、避難支援をしていただくことを目的としている。

※避難行動要支援者：災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人。災害時要配慮者とも呼ばれる。

※成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申し立てを行う。なお、身寄りのない人の場合は、市町村長に申立て権が付与されている。

※生活困窮者：社会経済環境の変化に伴い、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなるおそれのある者。



計画の基本的な考え方

1 地域健康福祉像

本市では、第3期計画において、私たちは、地域が、だれにとっても生まれてから生涯を全うするまで暮らしやすい場となることへの想いを込めて、地域健康福祉像を『だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち 柏』と定め地域福祉を推進してきました。

本計画では、第2期計画から掲げる目指す地域健康福祉像を継承し、地域共生社会の実現に向け、地域健康福祉の推進を目指します。

[地域健康福祉像]

だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、
共に、いきいきと暮らせるまち 柏



○ 地域健康福祉像への想い

『だれもが』(ユニバーサルデザイン)

『だれもが』は、年齢や性別、障害の有無、国籍などを超えて、すべての人を対象として考えていくという意味を込めました。ユニバーサルデザイン※の考え方である「だれにとっても（すべての人にとって）」という考え方も含んでいます。

※ユニバーサルデザイン：すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

| 『その人らしく』(福祉)

『その人らしく』は、すべての人の尊厳が尊重され、本人の意思で選択し、決定することができ、心豊かに自分らしく生きていく社会、一人ひとりが持てる能力を最大限に生かして、その人らしく生活できる環境を構築していきたいという想いを込めています。

| 『住み慣れた地域で』(地域)

『住み慣れた地域で』は、高齢や障害等により誰かの支えが必要な状態になっても、慣れ親しんだ地域でいつまでも住み続けていくようにという想いを込めています。

| 『共に』(支えあい)

『共に』は、すべての人が共に暮らしやすい地域になるようにという想い、そして、住民同士が共に助け合い、支えあう「共助」の関係の中で暮らしていくようにという想いを込めています。

| 『いきいきと暮らせる』(生きがい・健康)

『いきいきと暮らせる』は、だれもが社会から孤立することなく、人とのかかわりのなかで生きがいを持ち、喜びや楽しみ、悲しみなどを共感し、わかちあえる関係の中で暮らしていくようにという想い、そして、それぞれの生活環境や健康状態が異なっていても、地域の支えあいや専門機関の支援などにより、前を向いて、将来に希望を持って生活していくようにという想いを込めています。

『だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち 柏』には、上記のような、様々な想いを込めており、市民（地域）、事業者、市などが一体となって、この地域健康福祉像を実現していきたいと思います。

|| 2 計画策定及び推進のポイント

地域健康福祉像『だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち 柏』を実現するために、次の5つの視点をもって計画を策定し、事業を推進していきます。

(1) 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを推進する（「我が事」の地域づくり）

地域課題を解決するには、市民・地域・市が自助、共助・互助、公助の役割分担と協力をしながら進めることが重要です。

地域づくりを一部の者に任せののではなく、地域課題を地域の住民が自らの課題（我が事）として捉え、解決を試みることができるよう意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行っていきます。

さらに、住民等の地域福祉活動に対する関心向上のため、地域課題に関する学習会の実施や地域福祉活動に参加を促すための取組みを進めます。

また、地域課題の早期発見と適切な対応を行うため、課題を抱えた住民のみならず、住民の誰もが、気軽に立ち寄り交流を図ることが出来る場や住民の自主活動等ができる活動拠点の設置を進めます。

(2) 地域生活課題を包括的に受けとめる体制を構築する（「丸ごと」の地域づくり）

住民の身近な圏域において、各相談支援機関や社会福祉法人、NPO法人等と相互に連携しながら、地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能を構築します。

また、地域生活課題を把握する機会を積極的に設け、関係者団体と情報共有します。把握した地域生活課題については、住民自ら又は関係者、専門職等と連携、協働し、課題解決に向けた取組みを行うことができる機能を構築します。

(3) 「点」としての取組みから、連携・協働による「面」としての取組みへ

地域の中では、様々な地域づくりに関する取組みが行われていますが、これらの取組みの多くは、「我が事・丸ごと」の地域づくりのための取組みが、いわば「点」として実施されてきました。今後は、これらの取組みを有機的につなげると共に機能がない場合には、新しくつくり出すことによって、互いに連携・協働し、「面」として実施することにより、それぞれの強みを活かした効果的な支援体制を構築していきます。

(4) 健康づくりと安全安心な生活

フレイルチェック*を普及し、多様な地域ぐるみのフレイル予防活動が充実するための取組みを推進することで、健康寿命の延伸を目指します。

在宅医療・介護多職種連携体制・ルールの構築に加えて、在宅医療の普及と定着、質や機能の向上・強化を図ります。また、在宅医療の認知度・安心感の向上を図り、市民が望む療養生活の選択肢のひとつとして考えられるように、多面的な啓発活動を進めています。

市民の防災意識の向上を図るとともに、地域の防災訓練を通じて、顔の見える関係づくりを基礎とした地域の防災体制が充実するよう推進に努めます。

また、防犯についても、地域防犯組織などの地域ぐるみで取り組める体制づくりを進めます。

虐待やDVの未然防止に向けた啓発、早期発見、相談体制の拡充、地域での見守り体制を構築するため、関係機関の連携を強化します。

(5) 市役所内の横の連携を強化する

地域では、行政からの依頼を受けて、目的や内容の似かよった事業がいくつも実施される、というケースが少なからず見受けられます。また、分野別計画では対象がしほられているため、それらの枠に入らない領域への対応も求められています。

そのため、本計画では、地域で実施する地域健康福祉に係る事業を効果的かつ効率的に実施していくよう、関係機関との連携はもとより、市役所内の情報共有を積極的に行い、各分野別計画と連携を図り、計画の策定から推進の段階まで、市役所内部の横のつながりを強化していきます。

*フレイルチェック：東京大学高齢社会総合研究機構が柏市で実施した「栄養とからだの健康増進調査」から得られた知見を基に心身の虚弱度を簡便かつ効果的にスクリーニングするために開発された手法。

3 地域共生社会実現に向けた体制づくり

近年、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に向けて、「地域づくり」が強調されています。これまで要支援者という個を対象として支援する「個別支援」を中心としてきた市の福祉部局は、地域づくりを推進するため、地域づくり部局や地域づくりという目的をもつ関連部局が、情報共有や意見交換を通じて、ネットワークを構築し、取り組む必要があります。

柏市の地域包括ケアシステム

少子高齢化が進む中で、2025年には団塊の世代*が75歳以上となり、超高齢社会を迎えます。この2025年に向けて、本市では、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各機能を円滑につないで連携させる「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

この地域包括ケアシステムは、高齢者の医療と介護、認知症対策などを目的に、医療機関、介護サービス施設、地域包括支援センター、社会福祉協議会など保健、医療、福祉のサービス関係者と、地域の住民が連携・協力することで、老いても安心して暮らせる高齢社会の実現を目指しています。

このような中、地域包括支援センターなどの相談支援窓口には、介護に留まらない多様で複雑な問題が寄せられています。老老介護や障害を抱える子と要介護の親の同居、閉じこもりや虐待、ごみ屋敷などの問題です。これらは、制度の狭間の問題として、既存の制度やサービスでの対応が難しく、市の限られた人材・資源や財源の面、また、利用のしやすさからすると、これまでの縦割りの対応ではなくサービス関係者間の調整と協働の必要が生じています。

コミュニティ圏域における地域包括ケアのイメージ



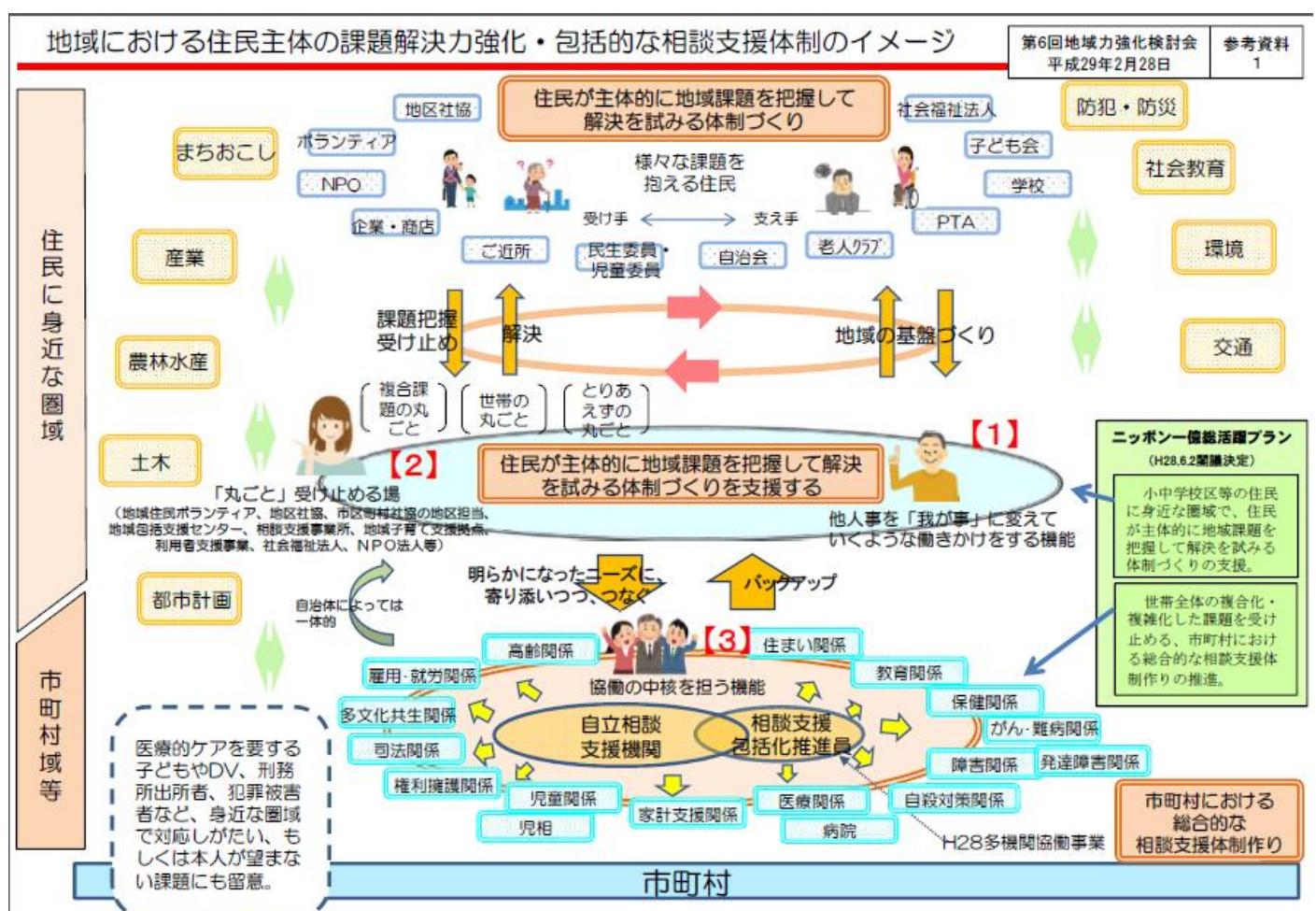
資料：第7期高齢者いきいきプラン21

国が目指す地域共生社会

国は、福祉というのは、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、活躍できるコミュニティを育て、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することの必要を掲げています。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作るため、市が、その地域づくりの取り組みを支援すると共に、地域での課題を公的福祉サービスにつなぐため、縦割りでない「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めることの必要性を求めています。

この実現に向けて、各種福祉制度の見直しを図っていくことがうたわれています。



資料：厚生労働省 第6回地域力強化検討会

※団塊の世代：日本において、第一次ベビーブーム（1947年～1949年）が起きた時期に生まれた世代のこと。

第一次ベビーブーム世代とも呼ばれる。200万人以上と年齢人口の多い団塊の世代が一斉に後期高齢者を迎えるため、社会に大きな影響をもたらす危険性が問題視され、2025年問題と呼ばれている。

柏市の目指す地域共生社会

本市においては、対象者個人への支援として、各福祉分野ごとの相談支援体制の整備を進めており、高齢分野においては、市内11か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者が住みなれた地域で安心していきいきと暮らしていけるように、保健・医療・福祉の専門職が、関係各所と連携しながら介護等困りごとなどさまざまな相談と支援を行っています。

障害分野においては、市内4か所の地域生活支援拠点※を整備しており、障害者が住みなれた地域で暮らしつづけられる仕組みづくりを行っています。

子育て分野においても、妊娠子育て相談センター※（子育て世代包括支援センター）の設置や地域子育て支援拠点での利用者支援事業等、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の整備に取り組んでいます。

一方で、地域への面的支援においては、高齢分野では、柏市社会福祉協議会を中心的役割を担い、**ふるさと協議会や町会・自治会・区等の協力を得ながら**、市内の20のコミュニティエリアにおいて、「地域での支えあい活動」を推進し、地域の個別課題の吸い上げと、地域課題の解決に向けた地域づくりにつなげていますが、障害、子ども、生活困窮、権利擁護等の他分野横断的な仕組みにはなっていない現状です。

そのような中で、高齢分野で先行している「地域での支えあい活動※」を活かしながら、地域福祉活動の拠点として地域いきいきセンター※等を活用し、地域の福祉専門職や福祉団体と連携し、地域福祉に関わる機会の醸成、身近な地域の課題の吸い上げから課題解決に向けた仕組みづくりにつなげていきます。

また、近年、高齢、障害、子育て、生活困窮等、さまざまな課題を複合的に抱える世帯が増加しており、こうした複合化するニーズに対応して問題を解決するため、対象者の属性に関わりなく、総合的解決に向けた相談機関のネットワークづくりが必要となります。

これらの専門相談機関をまたぐ複合的な課題に対しては、包括的に相談内容を整理できる人材を配置し、複合的な問題に対する問題の整理、問題に応じた関係機関との連携を行うことで、問題解決につなげていきます。

※地域生活支援拠点：障害者の相談・体験の機会、緊急の対応等、障害者の地域生活を一体的に支える拠点。

※妊娠子育て相談センター：妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を実施。妊娠届出時に専門職による面談を実施し、支援の必要な妊婦には、関係機関と連携をした支援を早期に実施する。

※地域での支えあい活動：地域のお互い様の関係を構築する取り組み。今後、住民の力を活かした訪問・通所サービスにより見守りやごみ出しなどの生活支援サービスを提供することが期待されている。

※地域いきいきセンター：地域づくり・子育て・障害者・高齢者・高齢者支援等の充実を図り、地域の課題解決と地域活動の活性化を目的に、柏市社会福祉協議会により設置されている身近な窓口。

(1) 地域で支えあう体制づくりの推進

「我が事の地域づくり」

- 市は、地域課題を地域の住民が自らの課題として捉え、解決を試みることができるよう意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行っていきます。
- 市は、住民等の地域福祉活動に対する関心向上のため、地域課題に関する学習会の実施や地域福祉活動に参加を促すための取組みを進めます。
- 市は、地域課題の早期発見と適切な対応を行うため、課題を抱えた住民のみならず、住民の誰もが、気軽に立ち寄り交流を図ることが出来る場や住民の自主活動等ができるサロン等の活動拠点の設置を進めます。
- 市は、地域福祉活動団体が行う地域の支えあい、助けあい活動を促進するための支援を行います。また、地域福祉活動団体が互いの活動を理解するため、地域コミュニティ拠点となる近隣センター内に設置している地域いきいきセンター等の地域福祉の支援拠点を整備すると共に地域の担い手を増やすための人材育成を行います。
- 柏市社会福祉協議会は、各コミュニティエリアごとに「地区担当職員」を配置しており、そのエリアにおけるさまざまな地域課題を発見し、地域の社会資源と上手く連携しながら、その解決に取り組む（コミュニティソーシャルワーク*）存在として、地域支援に取り組みます。
- 各専門相談機関の連携により、課題を抱える個人や家族に対する多角的な見守りや相談支援体制づくりなどの「個別支援」や地域のさまざまな団体が行う日常活動への関わりなどを通して、地域課題を発見し、地域における支えあいや地域住民のネットワークづくり等の「地域支援」を統合的に展開することにより、地域福祉の向上を目指します。
- 個別支援を地域支援につなげるための仕組みづくりは、柏市社会福祉協議会をはじめとした関係機関と協議しながら進めて行きます。
- 地域福祉の支援拠点を担う地域いきいきセンター等を活用し、地域に身近な相談機能を整備するとともに、ふるさと協議会や地区社会福祉協議会、**町会・自治会・区、民生委員・児童委員協議会等**の地域団体や地域支えあい推進員などと連携し、地域での課題の吸い上げから問題解決に向けた地域づくりにつなげます。
- 地域福祉を担う関係部署・団体等が、それぞれの地域の問題について、地域住民に話し合う機会を提供することで、地域福祉に関わる機会の醸成、地域コミュニティの活性化につなげます。

*コミュニケーションソーシャルワーク：制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かして解決に結び付ける地域福祉のコーディネーターが行うこと

(2) 問題解決に向けた包括的な相談支援体制の構築

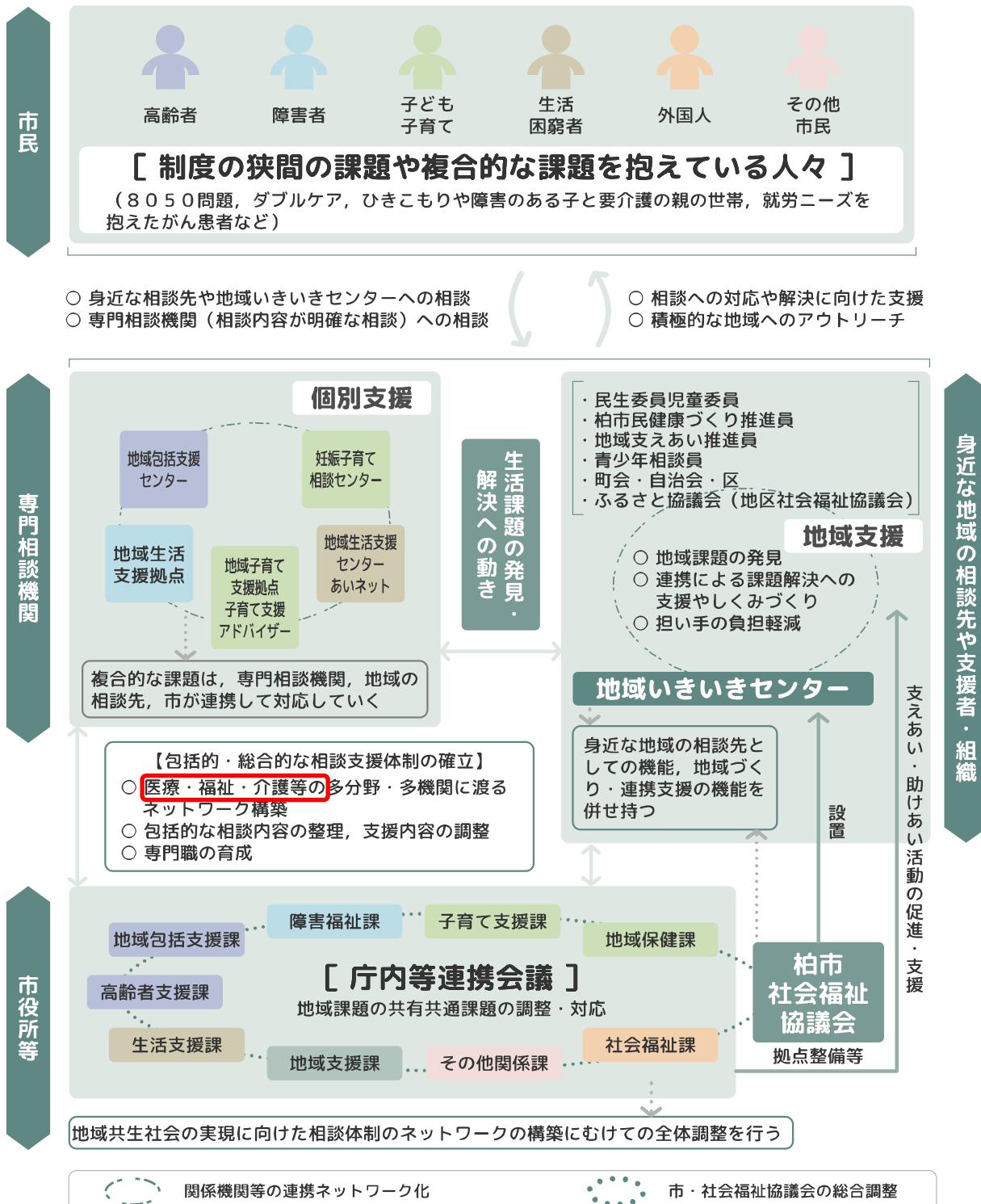
「丸ごとの地域づくり」

- 市民の身近な場所で福祉相談や地域活動の支援を行うために「地域いきいきセンター」を設置しています。この取り組みは、第2期計画から始まり、地域福祉の支援拠点として、各コミュニティエリアへの設置を目指します。今後も柏市社会福祉協議会や地域の協力を得ながら、新たなセンターの設置を進め、身近な相談窓口や地域支援、連携拠点としてその機能の充実を図ります。
- 身近な地域の相談先となる民生委員児童委員や、身近な地域の相談先と専門相談機関の機能を併せ持つ地域いきいきセンターは、制度の狭間や複合的な課題を抱えている人々の相談を包括的に受けとめ、その場で解決できるものは、速やかに対応し、その場で解決できない場合は、市の関係部署や地域包括支援センター等の専門相談機関につなげます。
- 各専門相談機関は、各機関の相談連絡体制を強化すると共に地域いきいきセンターや柏市社会福祉協議会等と連携し、ネットワーク化を図ることで総合的に相談を受けることのできる窓口体制の構築を進めます。
- 各専門相談機関において解決できない複合的な相談に対しては、多分野、多機関に渡るネットワークを構築し、包括的な相談内容の整理及び支援内容の調整を行う相談支援体制の確立に向けて取り組みます。そのため、包括的な相談への対応や調整が出来る専門職の育成を行います。

(3) 地域共生社会の実現と地域づくりの推進

- 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるにあたり、地域には様々な課題があります。地域と密接に結び付いた農業などの産業、環境、医療、子育てなど、「福祉」は、この中の一分野でしかありませんが、他の分野と比べても地域づくりにおける大きな分野であると言えます。
- なぜなら、近年、都市部、農村部にかかわらず、どこでも話題にのぼる高齢者の見守りの話や、交通弱者による買い物難民の問題は、大きな地域課題であるのと同時に、福祉的課題でもあるからです。当初の目的は地域づくり・地域おこしであっても、「結果として福祉の分野にオーバーラップしている」という事は少なくありません。
- 地域づくりと福祉は不可分な関係にあることを念頭に、地域づくりという目的をもつ関連部署や柏市と双方向のパートナーである柏市社会福祉協議会が、情報共有や意見交換を通じて、ネットワークを強化し、地域課題の共有や共通課題の調整・対応を行い、柏市の地域づくりを推進していきます。
- 町会・自治会・区等やふるさと協議会（地区社会福祉協議会）に代表される地縁型組織は、地域福祉を推進するための基盤として、また、住民が地域福祉に参加する場としての役割が期待されています。
- 町会・自治会・区から推薦をしていただいている民生委員・児童委員や柏市民健康づくり推進員、また、地域支えあい推進員等との連携を図りながら、地域における見守りや、生活支援体制整備事業の支えあい活動を通して誰もが安心して暮らすことが出来る地域づくりにつなげていきます。

[地域で支えあう体制づくりと包括的な相談支援体制のイメージ]



|| 4 基本方針

地域共生社会および地域健康福祉像の実現に向けて、以下の4つを基本方針とします。

柱 1 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち共に支えあう地域づくり

だれもが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげられることができるよう、市民の福祉意識の醸成や市民同士や団体が交流し、支えあいや助けあいの活動に積極的に取り組み、かつ連携し合うことで、みんなで支えあう地域を目指します。

柱 2 だれもが暮らしの問題を相談でき解決できる仕組みづくり

だれもが、地域健康福祉の問題について気軽に相談でき、その人の生活課題に応じた的確な支援が受けられ、解決につなげる仕組みづくりを行います。また、地域の資源を効果的につなげるため、市民、福祉関係者、行政との連携、さらには行政内の連携を図り相談体制を充実します。

柱 3 だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり

だれもが、地域でいつまでもいきいきと暮らし、地域の中でさまざまな活動をすることができるよう、ライフステージ※や個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがい活動に取り組み、いつまでも健康でいきいきと暮らせる地域を目指します。

柱 4 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

だれもが、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日頃から地域の助けあいの中で防災・減災や防犯に取り組むことで緊急時に備えるとともに、一人ひとりの権利が守られ、安全安心に暮らせる地域を目指します。

※ライフステージ：人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のこと。

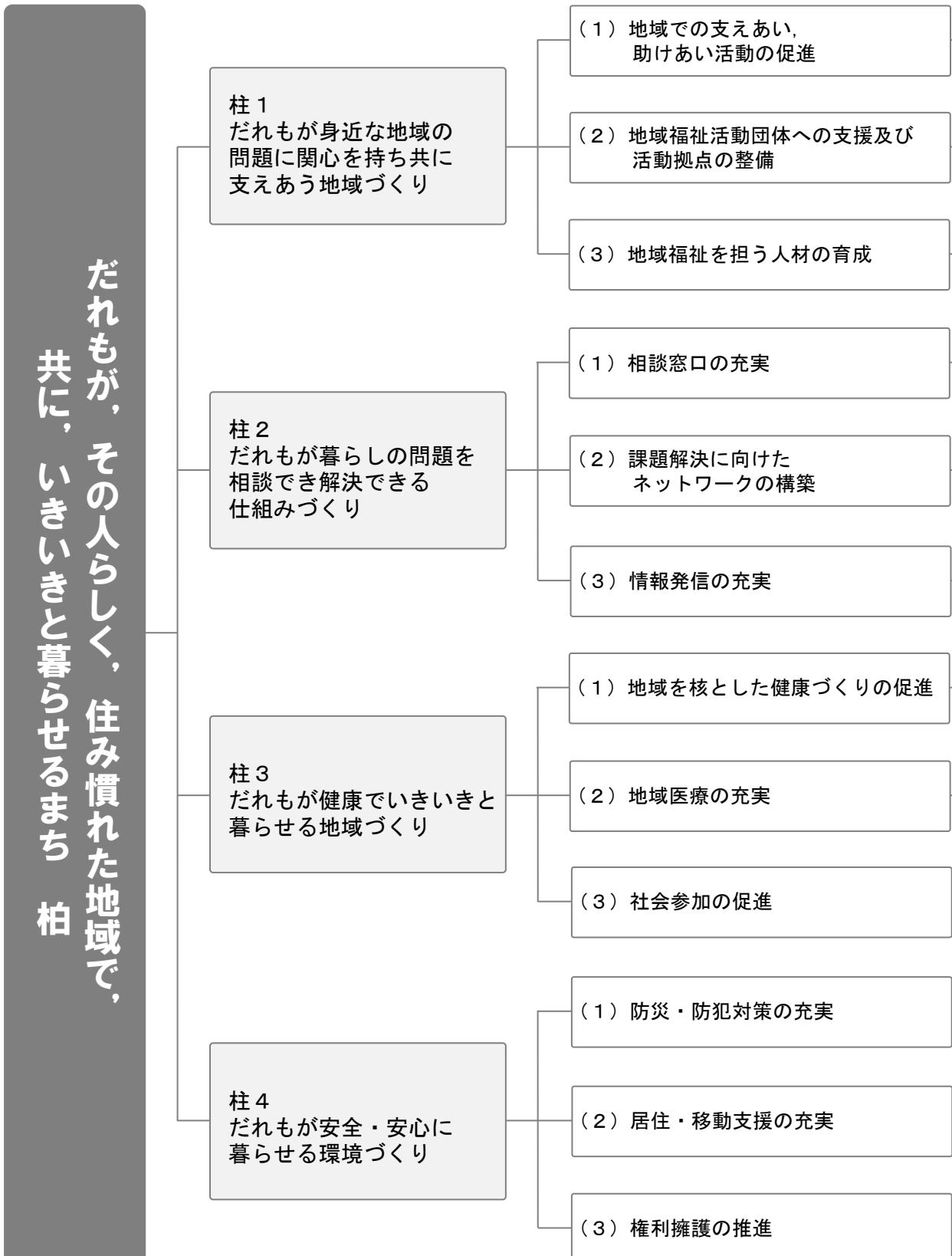
|| 5 計画の体系

[基本理念]

[基本方針]

[基本施策]

だれもが、
共に、いきいきと暮らせるまち 柏
だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、



[取り組み]

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| ① 地域生活課題の解決に向けた住民参加の促進
③ 見守り活動の推進 | ② コーディネートの充実
④ 意識啓発・福祉教育の充実 |
|--------------------------------------|--------------------------------|

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| ① 地域福祉団体への支援
③ 活動・交流拠点の整備充実 | ② 地縁型組織や目的型組織同士の連携の促進 |
|--------------------------------|-----------------------|

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 多様な活動分野における人材の育成 | ② ボランティア活動機会の提供 |
|--------------------|-----------------|

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| ① 総合的な相談支援体制の充実
③ 相談窓口の周知の徹底 | ② 高齢者・障害者・子育て支援等相談窓口の充実
④ 専門的人材の育成 |
|---------------------------------|---------------------------------------|

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ① 地域での相談体制の構築
③ 市役所内の連携強化 | ② 課題解決に向けた多機関の連携・協働 |
|------------------------------|---------------------|

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 情報の多様な発信の強化 | ② 情報バリアフリーの推進 |
|---------------|---------------|

- | | |
|-------------------------------------|---------------|
| ① 身近な地域での健康づくりの促進
③ こころの健康づくりの充実 | ② 生活習慣病の予防の促進 |
|-------------------------------------|---------------|

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| ① 在宅医療の普及と定着
③ 在宅サービス提供体制の充実 | ② 救急医療体制の整備 |
|---------------------------------|-------------|

- | |
|----------------|
| ① 高齢者・障害者の社会参加 |
|----------------|

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ① 平常時の防災・減災対策の充実
③ 防犯対策等の充実 | ② 災害時の対策の充実 |
|--------------------------------|-------------|

- | | |
|---------------------------|-----------|
| ① 居住支援の充実
③ バリアフリー化の促進 | ② 移動手段の充実 |
|---------------------------|-----------|

- | | |
|---------|--------------------|
| ① 虐待の防止 | ② 権利擁護の仕組みの周知と利用促進 |
|---------|--------------------|

|| 6 計画を進める上での仕組み

地域健康福祉像や計画推進の重要な視点、基本方針を踏まえ、次の2つの仕組みを基に計画を推進していきます。

(1) 自助、共助・互助、公助

地域福祉とは、地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して地域の福祉課題の解決に取り組み、住民共通の願いである「だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めることです。

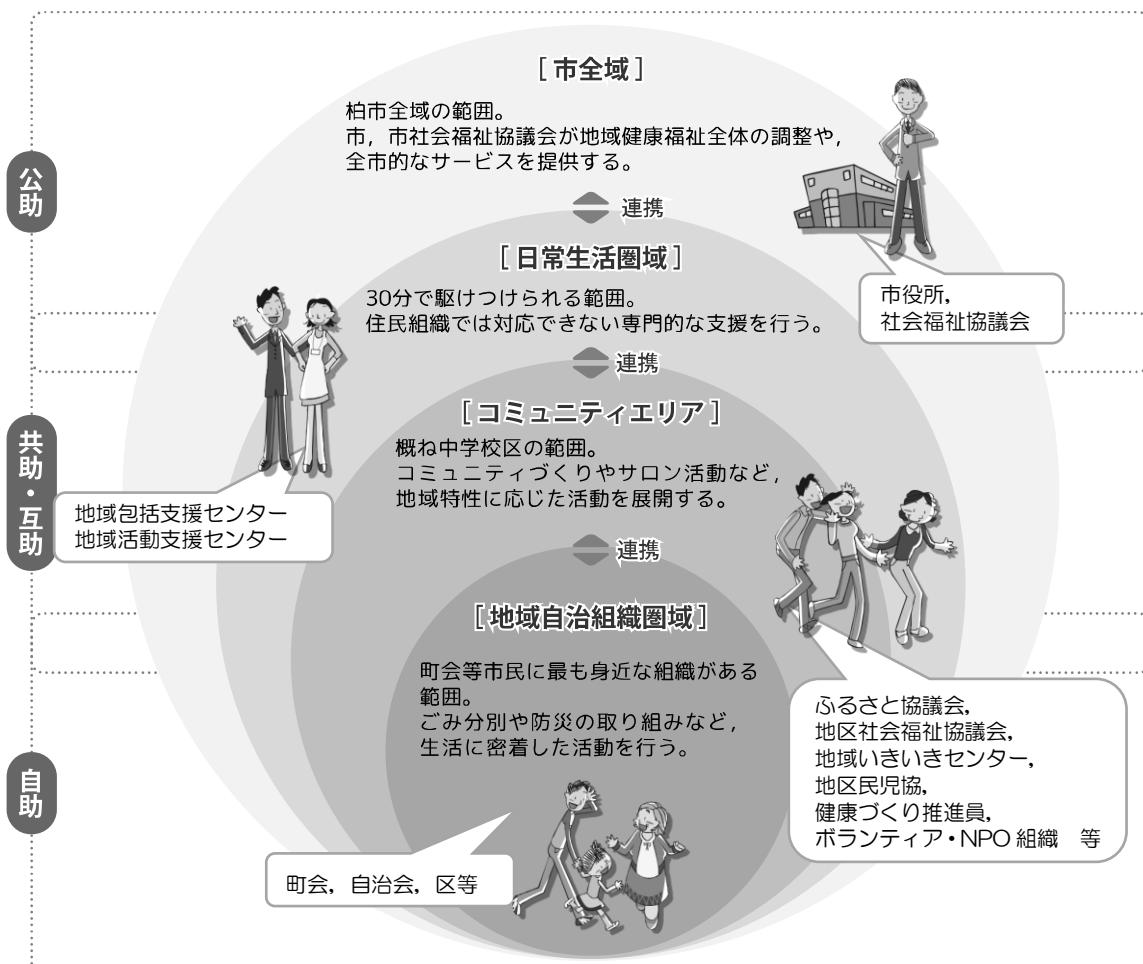
地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（共助・互助）、行政が責任をもつ公的福祉サービス・支援等の取組み（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させることにより、はじめて実現することができます。

国の地域包括ケアシステムに係る資料においては、「自助」、「共助」、「互助」、「公助」の4区分で示されていますが、「共助」も「互助」も相互に支え合っているという観点で共通しており、一体性があると考えられるため、本計画では「共助・互助」として記載しています。

(2) 重層的な圏域

効率的・効果的に地域健康福祉活動が展開できるよう、市域を以下の4つの圏域に区分し、重層的に捉えていきます。各層の役割分担は、最も身近な地域として交流や地域活動を行う範囲の「地域自治組織圏域」から、市全体としての課題解決を行う「市全域」まで、以下のとおり整理します。また、各層間（市↔日常生活圏域、日常生活圏域↔コミュニティエリアなど）の連携の仕組みを整備します。なお、地域健康福祉活動を展開していくに当たり、人口構造の変化や地域特性、サービス提供体制などを総合的に勘案し、必要に応じて各圏域の規模等を見直すなど、適正な圏域の設定に向けて、弾力的な対応を図ってまいります。

[重層的な圏域のイメージ]





施策の展開

柱 1 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち共に支えあう地域づくり

- だれもが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげられることができる地域を目指します。
- 市民の福祉意識を醸成します。
- [目指す姿]
 - 市民同士や団体が交流し、支えあいや助けあいの活動に積極的に取り組みます。
 - 市民同士や団体が連携し合うことで、みんなで支えあう地域を目指します。

[基本施策] [取り組み]

(1) 地域での支えあい、助けあい活動の促進

- ① 地域生活課題の解決に向けた住民参加の促進
- ② コーディネートの充実
- ③ 見守り活動の推進
- ④ 意識啓発・福祉教育の充実

(2) 地域福祉活動団体への支援及び活動拠点の整備

- ① 地域福祉団体への支援
- ② 地縁型組織※や目的型組織※同士の連携の促進
- ③ 活動・交流拠点の整備充実

(3) 地域福祉を担う人材の育成

- ① 多様な活動分野における人材の育成
- ② ボランティア活動機会の提供

※地縁型組織：地域を基盤とした活動を行っている組織のこと。柏市では、町会・自治会・区やふるさと協議会など。

※目的型組織：同じ目的のもとに課題解決に向けて活動する団体をいう。N P O、ボランティア団体など。

【柱 1 を推進していくためにそれぞれが担う役割】

自助

- ・地域の情報を自ら積極的に取りに行きます
- ・地域活動やボランティア活動に関心を持って参加します
- ・一人暮らしの高齢の方や閉じこもりな人に声かけをします
- ・あいさつをして知り合いを増やします
- ・市民一人ひとりがお互いを尊重しながら、ふれあう意識を持ちます
- ・地域での仲間づくりや世代間交流の機会に積極的に参加します
- ・地域行事等の際または緊急時には、隣近所で声をかけ合います

共助・互助

- ・地域行事等の際には、誰もが参加しやすい雰囲気をつくります
- ・子どもを巻き込んだ活動やイベントを実施します（ごみゼロ運動、ラジオ体操、高齢者の生活支援などに子どもたちがかかわるよう工夫します）
- ・子どもが参加しやすいボランティア活動を行います
- ・地縁型組織と目的型組織が一緒にイベントの運営や、サロンを活用した見守りなどを行います
- ・いつでも気軽にふらっと集える場を作ります
- ・地域の人がどんな交流や場を求めているかを把握します
- ・地域の活動や交流の場の情報を発信します
- ・趣味を通じて、地域のつながりや絆のきっかけづくりをします

公助

- ・地縁型組織及び目的型組織を支援します
- ・地縁型組織や目的型組織同士の連携を促進します
- ・多様な活動分野における人材を育成します
- ・ボランティア活動の機会や場を提供します
- ・地域におけるコーディネートを充実します
- ・新たな活動の場の創出を支援します
- ・地域住民の生きがいづくりのため、交流機会の促進と活躍の場の提供を図ります

【柱 1 の取り組みを実施した結果指標】

結果指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値
支えあい・助けあいの関心度の増加	66.1%	70.0%	75.0%
ボランティアに参加している割合 の増加	13.5%	20.0%	25.0%

※平成 29 年度 市民アンケート調査結果より

(1) 地域での支えあい、助けあい活動の促進

① 地域生活課題の解決に向けた住民参加の促進

地域での活動の促進に向けて、住民が積極的に参加できるように、情報提供やコーディネートを行います。また、地域での交流を促進し、地域の支えあいの輪に子どもから高齢者までのすべての人が参加し、地域に关心を持つ人を増やしていきます。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
ふるさと運動事業 (ふるさと協議会等の支援)	ふるさと協議会の活性化、地域課題解決型の活動の取組みを支援し、地域づくりに参画する新たな人材の発掘と育成を進め、市民参加型の地域づくりの実現を目指します。				地域づくり推進部 地域支援課
	—	—	—	—	
町会等支援事業	町会等は豊かな市民生活の実現のため、市にとって大切なパートナーであることから、町会等への加入促進、町会活動の活性化を支援します。また、不動産（土地・建物）を保有する町会等の法人格取得支援・認可を行います。				地域づくり推進部 地域支援課
	町会加入率	68.8%	70.0%	71.5%	
地区社会福祉協議会支援事業	各地区に担当職員を配置し、地区社会福祉協議会を中心とした地域支援を行います。また、地区社会福祉協議会連絡会の開催や活動助成金の交付などにより、地区社会福祉協議会活動の支援を行います。				柏市社会福祉協議会
	地区担当職員の出向回数	1,474 回	1,600 回	1,800 回	
地域づくり推進事業	地域担当の職員並びに、市民協働支援員、地域づくりコーディネーターを配置し、地域の課題解決の取組みを支援します。また、そのための財政支援等の事業を展開していきます。地縁団体と他の活動団体の連携促進のため、橋渡しの役割を果たします。				地域づくり推進部 地域支援課
	地域活動支援補助金相談件数	19 件	25 件	25 件	

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
地域の支えあいの充実と体制整備	各地域に配置された「地域支えあい推進員(生活支援コーディネーター)」が「支えあい会議」を開催し、地域資源の開発や会議に参加する多様な関係者間の連携を図ります。 市域では「地域支えあい推進協議会」を中心に、柏市の支えあい活動の支援体制や推進策等の評価見直しを行います。 住民主体による生活支援サービスを実施する団体や、高齢者の社会参加や、介護予防等を促進するための地域の居場所を運営する団体に対する補助金を交付し、地域の支えあい活動を推進します。	たすけあい活動 団体数	51 団体	87 団体	97 団体

② コーディネートの充実

地域の課題を把握しながら、活動が効果的に行われるよう調整する役割を担うコーディネーターをコミュニティエリアごとに配置するなど、地域いきいきセンター（市社会福祉協議会）の取組みを支援し、地域におけるコーディネート機能を充実します。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
地域いきいきセンター	福祉総合相談（子どもから高齢者まで分野を問わない初期相談窓口）や地域の支えあい推進に關すること、ボランティアコーディネーター、地域組織（ふる協等）との連携・活動支援、お元気コール事業、その他地域ニーズに応じた事業等を行います。				柏市社会福祉協議会
	設置箇所数	5 箇所	8 箇所	11 箇所	
地域の支えあいの充実と体制整備	各地域に配置された「地域支えあい推進員（生活支援コーディネーター）」が「支えあい会議」を開催し、地域資源の開発や会議に参加する多様な関係者間の連携を図ります。				保健福祉部 地域包括支援課
	地域支えあい推進員の配置数	17 地域	20 地域	20 地域	
さわやかサービス事業	たすけあいのマッチング、協力会員の養成、研修、車いすの方の移動サービスの提供を行います。				柏市社会福祉協議会
	サービス提供件数	4,619 件	4,500 件	4,400 件	
	相談件数	1,199 件	1,300 件	1,500 件	

③ 見守り活動の推進

多様な活動主体による見守りの仕組みをつくることにより、重層的な地域での見守り活動を推進します。

事業名	内容				担当部局	
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値		
民生委員・児童委員の活動支援	住民の身近な相談役、つなぎ役として地域で活動する民生委員・児童委員の活動を支援しています。				保健福祉部 社会福祉課 柏市社会福祉協議会	
	民生委員活動を周知し、欠員ができるだけなくすことで活動しやすい環境づくりにつとめます。	民生委員委嘱率	94.3%	96.0%	97.5%	
高齢者声かけ訪問事業	民生委員・児童委員が担当地区の高齢者宅を訪問することにより、福祉サービスや介護サービスが必要な状態にもかかわらず、閉じこもりや家庭事情などを含め、自らの力で利用申請ができない高齢者を把握し、適正なサービス利用につなげます。	地域包括支援センターにつながった件数	148 件	増加	増加	保健福祉部 地域包括支援課
	「支えあい会議」を通して、地域における見守り体制づくりを支援します。	支えあい会議設置数	19 地域	20 地域	20 地域	
地域の支えあいの充実と体制整備	各地域に配置された「地域支えあい推進員（生活支援コーディネーター）」が「支えあい会議」を開催し、地域資源の開発や会議に参加する多様な関係者間の連携を図ります。				保健福祉部 地域包括支援課	
	「支えあい会議」を通じて、地域における見守り体制づくりを支援します。	支えあい会議設置数	19 地域	20 地域	20 地域	
	平常時から地域の方へ避難行動要支援者の情報を提供することで、災害発生時や災害の発生が予想される時に安否確認や避難支援を地域の方に協力していただく制度です。					
防災福祉 K – N e t 事業	行政は避難行動要支援者をとりまとめ、地域の方に情報提供を行うとともに、平常時からの支援体制構築などの支援を行います。	マッチング済み町会数	102 町会	122 町会	増加	保健福祉部 社会福祉課
		名簿提供町会数	236 町会	256 町会	増加	

④ 意識啓発・福祉教育の充実

地域の中で共に助けあい・支えあう活動が自然とできるよう、子どものころからの健康福祉教育を学校の授業や地域の中での交流を通じて行っています。

また、あらゆる年齢層の人が地域健康福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような機運が醸成されるよう、市や教育委員会等で取り組むとともに、市社会福祉協議会など様々な関係機関の取組みの支援及び連携により地域健康福祉に関する意識啓発や福祉教育を充実します。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
福祉教育事業	地域や学校、企業などにおける体験学習の支援の他、「夏ボラのススメ」や「ふくしの種」の発行などを通じて、子どもの頃からの福祉意識の醸成を行います。				柏市社会福祉 協議会
	夏季ボランティア 体験者数	595 人	600 人	600 人	
男女共同参画促進のための啓発事業の実施	男女共同参画センターにおいて、関心の持たれやすいテーマを取り入れながら、講座の開催や情報発信を図ります。				地域づくり推進部 協働推進課
	センターでの講 座開催回数	13 回	増加	増加	
障害理解・啓発 イベントの実施	関係団体と協働で障害者理解を促進するイベントを実施します。また、関係団体、事業者が行うイベントを積極的に紹介し、後援します。				保健福祉部 障害福祉課
	イベント実施 回数	25 件	25 件	25 件	
消費者教育事業	柏市消費者教育推進連絡会（教育委員会と連携）及び柏市消費者行政推進協議会を開催します。 柏市消費生活コーディネーター及び柏市消費生活サポートが地域において行う活動の支援を行います。				市民生活部 消費生活センター
	地域での消費者 講座（講話）の 開催回数	125 回	100 回	50 回	

(2) 地域福祉活動団体への支援及び活動拠点の整備

① 地域福祉団体への支援

地縁型組織は、従来から地域住民の共助の基礎として機能しており、よりよい地域づくりには欠かせない存在です。地縁型組織の活動の活性化、組織力の強化及び地縁型組織による地域健康福祉活動に対する支援を行います。

目的型組織の数的拡大、組織力の強化や独創的な活動への支援の充実を図り、さらなる地域健康福祉活動へのかかわりを深めていくため、情報の提供等を実施します。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成29年度 実績値	平成33年度 (2021年度) 中間値	平成36年度 (2024年度) 目標値	
ふるさと運動事業 (ふるさと協議会等 の支援) 【再掲】	ふるさと協議会の活性化、地域課題解決型の活動の取組みを支援し、地域づくりに参画する新たな人材の発掘と育成を進め、市民参加型の地域づくりの実現を目指します。				地域づくり推進部 地域支援課
	—	—	—	—	
町会等支援事業 【再掲】	町会等は豊かな市民生活の実現のため、市にとって大切なパートナーであることから、町会等への加入促進、町会活動の活性化を支援します。また、不動産（土地・建物）を保有する町会等の法人格取得支援・認可を行います。				地域づくり推進部 地域支援課
	町会加入率	68.8%	70.0%	71.5%	
地域づくり推進事業 【再掲】	地域担当の職員並びに、市民協働支援員、地域づくりコーディネーターを配置し、地域の課題解決の取組みを支援します。また、そのための財政支援等の事業を開拓していきます。地縁団体と他の活動団体の連携促進のため、橋渡しの役割を果たします。				地域づくり推進部 地域支援課
	地域活動支援補助 金相談件数	19件	25件	25件	
地域いきいき センター 【再掲】	福祉総合相談（子どもから高齢者まで分野を問わない初期相談窓口）や地域の支えあい推進に関する事、ボランティアコーディネーター、地域組織（ふる協等）との連携・活動支援、お元気コール事業、その他地域ニーズに応じた事業等を行います。				柏市社会福祉 協議会
	設置箇所数	5箇所	8箇所	11箇所	

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
ボランティアセンター事業	ボランティア活動の相談やボランティアコーディネート、活動団体への助成金の交付やボランティア育成講座などにより、ボランティア活動の普及啓発や人材育成を行います。				柏市社会福祉協議会
	登録ボランティア数（個人ボランティア、ボランティアグループ会員）	3,795 人	3,950 人	4,070 人	
地区社会福祉協議会支援事業 【再掲】	各地区に担当職員を配置し、地区社会福祉協議会を中心とした地域支援を行います。また、地区社会福祉協議会連絡会の開催や活動助成金の交付などにより、地区社会福祉協議会活動の支援を行います。				柏市社会福祉協議会
	地区担当職員の出向回数	1,474 回	1,600 回	1,800 回	

② 地縁型組織や目的型組織同士の連携の促進

地域における地縁型組織と目的型組織の連携の促進に向け、互いの活動を理解するための場の提供や情報の提供等の支援を行います。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
地域の支えあいの充実と体制整備	各地域に配置された「地域支えあい推進員（生活支援コーディネーター）」が「支えあい会議」を開催し、地域資源の開発や会議に参加する多様な関係者間の連携を図ります。				保健福祉部 地域包括支援課
	支えあい会議設置数	19 地域	20 地域	20 地域	
地域いきいきセンター 【再掲】	福祉総合相談（子どもから高齢者まで分野を問わない初期相談窓口）や地域の支えあい推進に関する事、ボランティアコーディネーター、地域組織（ふる協等）との連携・活動支援、お元気コール事業、その他地域ニーズに応じた事業等を行います。				柏市社会福祉協議会
	設置箇所数	5 箇所	8 箇所	11 箇所	
ボランティアセンター事業 【再掲】	ボランティア活動の相談やボランティアコーディネーター、活動団体への助成金の交付やボランティア育成講座などにより、ボランティア活動の普及啓発や人材育成を行います。				柏市社会福祉協議会
	登録ボランティア数（個人ボランティア、ボランティアグループ会員）	3,795 人	3,950 人	4,070 人	

③ 活動・交流拠点の整備充実

活動拠点となる施設については、皆が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現に向けて、教育福祉会館リニューアルによるつながりの拠点、市民の身近な地域に整備されている地域いきいきセンターを整備し、市民や各種団体の交流の場として有効に活用できるよう支援します。

事業名	内容				担当部局	
	評価指標	平成29年度 実績値	平成33年度 (2021年度) 中間値	平成36年度 (2024年度) 目標値		
教育福祉会館 リニューアルに あわせた拠点整備 事業	教育福祉会館耐震改修工事に併せ、各分野別に実施していた福祉活動が、元気な高齢者と子育ての支援や障害者の社会参画支援等を推進するような時代にあった共生社会実現に向けた、つながりの拠点として整備を行います。	拠点整備実施	未実施	実施済	実施済	保健福祉部 社会福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 こども部 子育て支援課 柏市社会福祉 協議会
地域いきいき センター 【再掲】	福祉総合相談（子どもから高齢者まで分野を問わない初期相談窓口）や地域の支えあい推進に関すること、ボランティアコーディネート、地域組織（ふる協等）との連携・活動支援、お元気コール事業、その他地域ニーズに応じた事業等を行います。	設置箇所数	5 箇所	8 箇所	11 箇所	柏市社会福祉 協議会
はぐはぐひろば (地域子育て支援拠 点)事業の整備運営	乳幼児の親子や妊娠している方を対象に、交流や育児相談・情報提供・育児講座を実施する地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の1つ）について、地域バランスを考慮しながら新規整備を行います。	利用者数	25,969 人	H31 年度 設定予定	H31 年度 設定予定	こども部 子育て支援課
近隣センター施設 管理事業	貸出施設の機能維持、稼働率の向上並びに施設利用の快適性を向上させます。	稼働率	43.6%	47.0%	50.0%	地域づくり推進部 地域支援課

(3) 地域福祉を担う人材の育成

① 多様な活動分野における人材の育成

地域の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行います。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成29年度 実績値	平成33年度 (2021年度) 中間値	平成36年度 (2024年度) 目標値	
地域づくり推進事業 【再掲】	地域担当の職員並びに、市民協働支援員、地域づくりコーディネーターを配置し、地域の課題解決の取組みを支援します。また、そのための財政支援等の事業を展開していきます。地縁団体と他の活動団体の連携促進のため、橋渡しの役割を果たします。				地域づくり推進部 地域支援課
	地域活動支援補助金相談件数	19件	25件	25件	
ボランティアセンター事業 【再掲】	ボランティア活動の相談やボランティアコーディネート、活動団体への助成金の交付やボランティア育成講座などにより、ボランティア活動の普及啓発や人材育成を行います。				柏市社会福祉 協議会
	登録ボランティア数 (個人ボランティア、ボランティアグループ会員)	3,795人	3,950人	4,070人	
子育て支援者の育成 とネットワークの 拡大	柏市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）に基づき、各種研修の実施等により子育て支援者・団体を育成するとともに、それらのネットワーク組織を立ち上げます。子どもの育ちや子育てに対する支援の必要性等に関する啓発行事（例：シンポジウム）を、子育て支援者・団体等の企画・運営により実施します。				こども部 子育て支援課
	子育て支援員 (地域子育て 支援拠点その他) 認定者数	32人	H31年度 設定	H31年度 設定	
教育福祉会館 リニューアルに あわせた拠点整備 事業 【再掲】	教育福祉会館耐震改修工事に併せ、各分野別に実施していた福祉活動が、有機的に結びつく中間支援拠点として整備。人材を育成し、育成した人材が地域で活躍できるように取り組みます。				保健福祉部 社会福祉課 高齢者支援課 障害福祉課
	ボランティア育成講座参加者数	674人	750人	850人	こども部 子育て支援課 柏市社会福祉 協議会

② ボランティア活動機会の提供

より多くの市民の参加を促すため、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供を充実します。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
ボランティアセンター事業 【再掲】	ボランティア活動の相談やボランティアコーディネート、活動団体への助成金の交付やボランティア育成講座などにより、ボランティア活動の普及啓発や人材育成を行います。				柏市社会福祉 協議会
	登録ボランティア 数（個人ボランテ ィア、ボランティ アグループ会員）	3,795 人	3,950 人	4,070 人	
介護支援センター 事業	65 歳以上の高齢者の地域福祉活動を通じた社会参加及び地域貢献を奨励するとともに、高齢者自らのフレイル（介護）予防活動、要介護状態になることを予防します。				保健福祉部 地域包括支援課
	介護支援 センター 登録者数	1,400 人	1,800 人	2,100 人	

〔柱2〕だれもが暮らしの問題を相談でき解決できる仕組みづくり

- だれもが、地域健康福祉の問題について気軽に相談できる地域を目指します。
- その人の生活課題に応じた的確な支援が受けられ、解決につなげる仕組みづくりを行います。
- 地域の資源を効果的につなげるため、市民、福祉関係者、行政との連携、さらには行政内の連携を図り相談体制を充実します。

〔基本施策〕〔取り組み〕

(1) 相談窓口の充実

- ① 総合的な相談支援体制の充実
- ② 高齢者・障害者・子育て支援等相談窓口の充実
- ③ 相談窓口の周知の徹底
- ④ 専門的人材の育成

(2) 課題解決に向けたネットワークの構築

- ① 地域での相談体制の構築
- ② 課題解決に向けた多機関の連携・協働
- ③ 市役所内の連携強化

(3) 情報発信の充実

- ① 情報の多様な発信の強化
- ② 情報バリアフリーの推進

【柱2を推進していくためにそれぞれが担う役割】

自助

- ・積極的に福祉情報を取得し、活用します
- ・市のホームページ、パンフレットを小まめに確認します
- ・身近な相談窓口などの情報を取得します
- ・身近で困っている人を相談窓口へつなげます
- ・地域の各種相談窓口を周知するとともに、必要に応じて活用します

共助・互助

- ・地域の人同士で、福祉制度やサービスに関する情報を共有します
- ・回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報を提供します
- ・地域住民に、様々な福祉情報、各種相談窓口を周知するとともに、利用を呼びかけます
- ・障害のある人や高齢者に配慮した情報伝達を行います

公助

- ・様々な情報媒体を活用し、わかりやすい情報提供を行います
- ・情報のバリアフリーを推進します
- ・専門的な相談窓口を充実させるとともに、相談窓口の周知を図ります
- ・総合的な相談支援体制を構築します
- ・民生委員・児童委員、社会福祉協議会や関係機関・団体などと情報の共有を図ります
- ・専門的な相談に応じられる人材を確保・育成します

【柱2の取り組みを実施した結果指標】

結果指標	平成29年度 実績値	平成33年度 (2021年度) 中間値	平成36年度 (2024年度) 目標値
健康・福祉情報の入手しやすさについて、入手しづらい人の減少	21.0%	15.0%	10.0%
身近な相談相手のいない人の減少	35.4%	30.0%	25.0%

※平成29年度 市民アンケート調査結果より

(1) 相談窓口の充実

① 総合的な相談支援体制の充実

日常生活の困りごとや悩みなどについて、地域のサロン等で相談ができたり、民生委員や柏市民健康づくり推進員をはじめとする地域の人々が身近な相談役になれたりするよう、地域での取り組みを支援していきます。

また地域で解決できない事柄や制度、支援が必要な相談については、市や市社会福祉協議会、専門機関等が受け止め、解決策を共に考えていきます。

さらに、市役所内の相談窓口間の連携・ネットワーク化を図り、子どもから高齢者までどの窓口からでも専門的な相談窓口へつなげられるよう、総合的な相談支援体制を整えていきます。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
高齢者の総合相談事業 (地域包括支援センター)	地域包括支援センターの専門職が高齢者の様々な相談を受けて、行政の関係部署、医療機関、介護サービス事業所、地域の関係機関と連携して、対応や支援を行います。そのために、各種の会議や研修、啓発活動を行います。				保健福祉部 地域包括支援課
	地域包括支援センターへの相談や問い合わせへの対応満足度	87.2%	増加	増加	
障害者の総合相談事業 (地域生活支援拠点)	24 時間 365 日、障害者の相談支援機能を有した施設として、地域性や障害特性等を考慮して計画的に整備した地域生活支援拠点等と連携し、地域の相談支援の多様なニーズに対応します。				保健福祉部 障害福祉課 障害者相談支援室
	相談支援件数	4,049 件	5,500 件	6,000 件	
地域生活支援センター事業 (あいネット)	生活困窮及び生活困窮に陥りそうな方からの相談に応じ、相談者が抱えている課題を解決するために支援計画を作成し、市役所内外の様々な制度の利用や関係機関との連携を行なながら、自立へ向けた伴走型の支援を行っていきます。				保健福祉部 生活支援課
	新規相談受付件数	608 件	1,437 件	1,575 件	

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
総合相談	福祉の総合相談窓口として、対象を問わず日常生活の困りごとなどをお聞きし、生活課題の整理や利用できる福祉制度などの紹介、関係機関への繋ぎなどによりその解決の支援を行います。				柏市社会福祉協議会
	—	—	—	—	
地域いきいきセンター 【再掲】	福祉総合相談（子どもから高齢者まで分野を問わない初期相談窓口）や地域の支えあい推進に関する事、ボランティアコーディネート、地域組織（ふる協等）との連携・活動支援、お元気コール事業、その他地域ニーズに応じた事業等を行います。				柏市社会福祉協議会
	設置箇所数	5 箇所	8 箇所	11 箇所	

② 高齢者・障害者・子育て支援等相談窓口の充実

多様な個別の悩みや問題について的確に相談に応じることができるよう、高齢者・障害者・子育て支援等の相談窓口の整備、相談を受ける人材の育成、研修等を通じたスキルアップ・質の向上を図ります。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
高齢者の総合相談事業 (地域包括支援センター) 【再掲】	地域包括支援センターの専門職が高齢者の様々な相談を受けて、行政の関係部署、医療機関、介護サービス事業所、地域の関係機関と連携して、対応や支援を行います。そのために、各種の会議や研修、啓発活動を行います。				保健福祉部 地域包括支援課
	地域包括支援センターへの相談や問い合わせへの対応満足度	87.2%	増加	増加	
障害者の総合相談事業 (地域生活支援拠点) 【再掲】	24 時間 365 日、障害者の相談支援機能を有した施設として、地域性や障害特性等を考慮して計画的に整備した地域生活支援拠点等と連携し、地域の相談支援の多様なニーズに対応します。 また、人材育成機能を有する総合相談支援を実施する地域生活支援拠点が円滑に運営できるよう、地域生活支援拠点運営協議会や自立支援協議会相談支援部会の運営を支援し、研修会の企画等を通じて人材の育成を図ります。				保健福祉部 障害福祉課 障害者相談支援室
	相談件数	4,049 件	5,500 件	6,000 件	
自立支援協議会相談支援部会の運営支援	相談支援体制強化のため、相談支援専門員の支援スキル向上に資する研修会等の企画・運営を支援し、ケアマネジメントに従事する質の高い相談支援人材についての養成・確保を図ります。				保健福祉部 障害者相談支援室
	部会の開催回数	6 回	6 回	6 回	
柏市妊娠子育て相談センター (子育て世代包括支援センター)	市内 4 か所の柏市妊娠子育て相談センターにて、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援を実施します。妊娠届出時に専門職による面談を実施し、支援の必要な妊婦には、関係機関と連携をした支援を早期に実施します。				保健所 地域保健課
	妊娠届出時の保健師等の面談率	75%	100%	100%	

事業名	内容				担当部局	
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値		
利用者支援事業	子ども及びその保護者や妊娠している方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供等を行い、あわせて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する利用者支援事業（子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の1つ）の基本型を、地域バランスを考慮しながら整備します。	利用件数	591 件	H31 年度 設定	H31 年度 設定	こども部 子育て支援課
地域生活支援センター事業 (あいネット) 【再掲】	委託事業で実施しています。生活困窮及び生活困窮に陥りそうな方からの相談に応じ、相談者が抱えている課題を解決するために支援計画を作成し、市役所内外の様々な制度の利用や関係機関との連携を行いながら、自立へ向けた伴走型の支援を行っていきます。	新規相談受付 件数	608 件	1,437 件	1,575 件	保健福祉部 生活支援課
心配ごと相談	民生委員などが相談員となり、日常生活における身近な相談窓口として、様々な悩みごとや心配ごとを傾聴し、アドバイスや適切と思われる窓口を案内します。	心配ごと相談の 相談件数	122 件	150 件	150 件	柏市社会福祉 協議会
消費生活相談事業	消費生活相談員による消費生活相談や、消費生活相談員に対する研修を実施します。 全国消費生活情報ネットワークシステムへの消費生活相談内容の適正な報告をします。	消費生活相談 件数	3,304 件	3,725 件	3,725 件	市民生活部 消費生活センター

③ 相談窓口の周知の徹底

相談窓口一覧の配布や、ホームページでも目的の相談窓口へたどり着きやすい工夫を行うなど、相談窓口の周知を徹底していきます。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
「あなたが困った時…相談窓口」パンフによる周知	困りごと別に相談先を案内する冊子「あなたが困った時…相談窓口」を作成し、関係機関へ配架します。				保健福祉部 社会福祉課
市ホームページの管理運営	配架場所の数	51 箇所	65 箇所	80 箇所	CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を活用し、情報を必要としている人を対象に、分かりやすいページを各課で作成し、迅速な情報提供を行います。 また、まちの魅力を訴求するコンテンツを掲載し、まちの魅力やイメージを伝えます。
	ホームページ閲覧数	13,980,306 回	14,547,962 回	14,990,635 回	地域づくり推進部 広報広聴課

④ 専門的人材の育成

複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、専門的人材を育成していきます。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
介護支援専門員支援事業	柏市介護支援専門員協議会と連携の上、地域包括支援センター単位で、地域包括ケア地区別研修会、ネットワーク会議、事例検討会等の実施、及び、市域での主任介護支援専門員研修会を行い、介護支援専門員の資質向上と多職種・多機関と連携し、高齢者の自立支援・重度化防止を適切かつ効果的に実施できるようなネットワークづくりを行います。				保健福祉部 地域包括支援課
	研修会等への参加人数	1,589 人	増加	増加	
柏市市民後見推進事業	認知症高齢者※の増加に伴い第三者が成年後見人となり財産管理などを受けている利用者が増加してきており、専門職以外の市民を含めた後見人を育成し、支援体制を構築する必要が出てきています。そのため、市民後見人の養成を社会福祉協議会に委託し、市民後見人養成講座の実施、研修後のフォローアップや実施指導まで行い、市民後見人として活動できる人材を増やし、今後の需要に対応できるようにします。				柏市社会福祉協議会
	市民後見人の受任件数	1 件	増加	増加	
こどもルーム管理運営事業 (指導員の人材育成)	こどもルーム全体の質の向上を図るため、指導員に対して研修や勉強会を実施します。				こども部 学童保育課
	内部研修の実施時間	44 時間	26 時間	26 時間	

※認知症高齢者：高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のこと。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがある。

(2) 課題解決に向けたネットワークの構築

① 地域での相談体制の構築

支援が必要な人に情報が届くように地域の相談者と連携し、地域・行政の重層的な相談のネットワークを構築し相談をしやすい環境を充実していきます。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
高齢者の総合相談事業 (地域包括支援センター) 【再掲】	地域包括支援センターの専門職が高齢者の様々な相談を受けて、行政の関係部署、医療機関、介護サービス事業所、地域の関係機関と連携して、対応や支援を行います。そのために、各種の会議や研修、啓発活動を行います。				保健福祉部 地域包括支援課
	地域包括支援センターへの相談や問い合わせへの対応満足度	87.2%	増加	増加	
障害者の総合相談事業 (地域生活支援拠点)	障害者の相談・体験の機会、緊急の対応等、障害者の地域生活を一体的に支える地域生活支援拠点を中心とし、市内の関係事業者・医療機関・関係団体、機関等が有機的に結びつく「地域循環ネットワークシステム」の構築を目指します。				保健福祉部 障害福祉課 障害者相談支援室
	相談支援件数	4,049 件	5,500 件	6,000 件	
利用者支援事業 【再掲】	子どもも及びその保護者や妊娠している方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供等を行い、あわせて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する利用者支援事業（子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の1つ）の基本型を、地域バランスを考慮しながら整備します。				こども部 子育て支援課
	利用件数	591 件	H31 年度 設定予定	H31 年度 設定予定	

② 課題解決に向けた多機関の連携・協働

複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、施策分野ごとの相談支援機関等と行政機関、社会福祉協議会や地域福祉活動団体が問題を共有し、連携して支援を行います。

事業名	内容				担当部局	
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値		
在宅医療・介護連携推進事業	医療・介護の多職種連携を深め、在宅医療を中心とした地域医療体制を推進するため、「在宅医療・介護 多職種連携協議会」を設置し、多職種連携のルール作りを行うとともに、ICTシステムの普及、多職種研修の企画運営、市民向けの在宅医療の普及、啓発活動を行います。また、柏地域医療連携センターを地域医療の拠点として、在宅医療が必要な市民への調整支援（在宅主治医がない場合の主治医、副主治医の調整及び多職種連携チームのコーディネート）を行います。	利用者・家族の生活満足度	－	増加	増加	保健福祉部 地域医療推進課
地域の支えあいの充実と体制整備 [再掲]	各地域に配置された「地域支えあい推進員（生活支援コーディネーター）」が「支えあい会議」を開催し、地域資源の開発や会議に参加する多様な関係者間の連携を図ります。 市域では「地域支えあい推進協議会」を中心に、柏市の支えあい活動の支援体制や推進策等の評価見直しを行います。	支えあい会議設置数	19 地域	20 地域	20 地域	保健福祉部 地域包括支援課
地域ケア会議の推進	高齢者が安心して生活できるように、多職種協働により、個別課題の解決や自立支援・重度化防止のためのケアマネジメントを推進していきます。 また、これらを通して地域課題を把握し、地域関係者と情報共有や地域における対応策を検討していきます。	地域ケア会議開催回数	42 回	増加	増加	保健福祉部 地域包括支援課

③ 市役所内の連携強化

地域共生社会の実現に向けて、保健福祉分野だけではなく、こども、教育、住まい、交通等、行政の各分野が緊密に連携し、住民の地域づくりを支援します。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
地域共生社会の実現 に向けた連携会議	地域共生社会の実現に向けた相談体制のネットワークの構築を推進すると共に地域健康福祉計画の進捗管理及び検証を行うため、庁内関係部局及び関係団体による連携会議を開催し、適宜、柏市健康福祉審議会（地域健康福祉分科会）への諮問、報告を行う。				保健福祉部 社会福祉課
	会議開催回数	一	6 回	6 回	

(3) 情報発信の充実

① 情報の多様な発信の強化

こどもから高齢者まで、必要な情報が届くように、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図ります。

また、災害時には、すべての人に情報がいきわたるよう、あらゆる伝達手段により、災害発生、震災直後、避難所生活とそれぞれの段階で、ニーズにあった情報を発信していきます。

事業名	内容				担当部局		
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値			
SNSによる 情報発信	Twitter, Facebook 等で市政情報等を発信し、情報の拡散を行います。		千葉県柏市（公式）Twitter フォロワー数	49,451	53,000	56,000	地域づくり推進部 広報広聴課
	災害時には、ライフラインの損傷等が想定されることから、防災行政無線やメール配信サービス、ホームページ等の複数の情報伝達ツールを用いた積極的な情報発信に努めます。 また、防災アプリを用いた情報発信等、情報伝達手段の拡充に努めます。						
災害情報発信事業		—	—	—	—	総務部 防災安全課 地域づくり推進部 広報広聴課	

② 情報バリアフリーの推進

音声コードや点字など個人の状況にあった形での情報発信に努めるとともに、ニーズに応じてデジタルデバイド※解消のための講座などを充実し、必要な情報を必要な人に届けられるよう、情報バリアフリーを推進します。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
障害に配慮した情報提供の充実	点字広報や声の広報の発行等を通じて、障害に配慮した情報発信ルートを確保するとともに、専門的情報提供に従事する人材育成を図ります。				保健福祉部 障害福祉課
	音訳ボランティア・点字奉仕員養成者数	21 名	21 名	21 名	
意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者の派遣)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。				保健福祉部 障害福祉課
	派遣件数	953 件	1,022 件	1,119 件	
市ホームページの 管理運営 [再掲]	CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を活用し、情報を必要としている人を対象に、分かりやすいページを各課で作成し、迅速な情報提供を行います。 また、まちの魅力を訴求するコンテンツを掲載し、まちの魅力やイメージを伝えます。				地域づくり推進部 広報広聴課
	ホームページ閲覧数	13,980,306 回	14,547,962 回	14,990,635 回	

※デジタルデバイド：デジタルデバイドとは、コンピュータやインターネットなどの情報技術（IT : Information Technology）を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差のこと。

〔柱3〕だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり

- だれもが、地域でいつまでも健康でいきいきと暮らせる地域を目指します。
- [目指す姿] ○ 地域の中でさまざまな活動をすることができるよう、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがい活動に取り組みます。

〔基本施策〕〔取り組み〕

- (1) 地域を核とした健康づくりの促進
 - ① 身近な地域での健康づくりの促進
 - ② 生活習慣病※の予防の促進
 - ③ こころの健康づくりの充実
- (2) 地域医療の充実
 - ① 在宅医療の普及と定着
 - ② 救急医療体制の整備
 - ③ 在宅サービス提供体制の充実
- (3) 社会参加の促進
 - ① 高齢者・障害者の社会参加

※生活習慣病：生活習慣病とは、糖尿病や脂質異常症、高血圧、高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。

【柱3を推進していくためにそれぞれが担う役割】

自助

- ・かかりつけ医を持ち、定期的な健康診査によって自身の健康状態を確認し、健康づくりに努めます
- ・趣味や生きがいをみつけます
- ・自分自身の健康状態に关心を持ち、心身ともに健康であることを心がけます

共助・互助

- ・地域のサロン活動を充実させます
- ・地域内での健康づくり関連の集まりが活発に行われるよう、参加を促します
- ・見守り活動等を通じて、健康面で支援が必要な地域住民の早期発見に努めます
- ・地域住民の豊かな知識や経験、技術を生かし、生きがいづくりにつながる地域活動の場を設けます

公助

- ・身近な地域での健康づくりの機会や場を充実します
- ・生活習慣の改善、生活習慣病の予防を促進します
- ・ストレス等が緩和できるよう、心のケアに努めます
- ・定期的な健康診査によって自身の健康状態を確認、維持増進することの重要性の啓発をします
- ・日常的な医療支援を充実します
- ・救急医療体制を整備します
- ・在宅サービス提供体制を充実します
- ・地域福祉活動・生きがいづくり等への参加を促進します

【柱3の取り組みを実施した結果指標】

結果指標	平成29年度 実績値	平成33年度 (2021年度) 中間値	平成36年度 (2024年度) 目標値
健康だと感じてる人の割合の増加	75.4%	80.0%	85.0%

※平成29年度 市民アンケート調査結果より

(1) 地域を核とした健康づくりの促進

① 身近な地域での健康づくりの促進

地域活動への参加を促し、身体活動・運動へと結び付けていくなど、地域ぐるみでの健康づくりを促進していきます。

事業名	内容				担当部局	
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値		
フレイル予防事業	地域包括支援課、介護予防センター及び地域包括支援センターで連携しながら、フレイル予防の 3 つの柱（栄養・運動・社会参加）に基づく介護予防教室や体操教室を開催とともに、これらを通じた地域における様々な自主活動支援を行います。 主に高齢者を対象に地域で活動している地域サロンや団体に対して、講師を派遣しフレイル予防に効果的なプログラムの提供（フレイルチェック、体操、レクリエーション、口腔、栄養の座学や実技）を行います。	フレイルチェック 講座の参加者数	847 人	1,500 人	1,800 人	保健福祉部 地域包括支援課

② 生活習慣病の予防の促進

がんや糖尿病、高血圧などを予防するための生活習慣に関する知識や健康診査・検診の必要性について、地域における普及・啓発を推進していきます。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
健康づくり普及啓発	多様な機会を捉えて、がんや生活習慣病の予防について、普及・啓発を推進していきます。				保健所 健康増進課
	がん検診の 新規登録者	28,868 人	28,873 人	29,053 人	
特定健康診査及び 特定保健指導事業	40 歳から年度内に 74 歳以下の柏市国民健康保険被保険者を対象に特定健康診査を実施し、健診結果に応じた特定保健指導を実施することにより生活習慣病の発症及び重症化を予防します。				市民生活部 保険年金課
	特定健診受診率	未確定	60%	—	
	特定保健指導 実施率	未確定	60%	—	

③ こころの健康づくりの充実

地域で声かけができる体制を充実していくとともに、身近なところで異変に気付けるようなゲートキーパー※を養成します。また、平成30年度に策定した柏市自殺予防対策計画に基づいて、自殺対策に取り組んでいきます。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成29年度 実績値	平成33年度 (2021年度) 中間値	平成36年度 (2024年度) 目標値	
自殺予防対策事業	事前予防を中心とし、普及啓発や人材育成、相談事業、遺族支援などを実施していきます。また、外部委員を含めた自殺予防対策連絡会議を開催し、実施方策の検証・評価、今後の自殺対策の方向性を検討していきます。				保健福祉部 社会福祉課
	無料相談の 相談件数	326 件	400 件	500 件	
専門職による相談 支援と連携の強化	保健所や市役所、委託相談支援事業所に精神保健福祉士等の専門職を配置して、心の健康や医療に関する相談、福祉サービス等の生活相談に対応する多様な相談窓口を確保するとともに、対象者本人のみならず家族や支援者等も含めた支援を実施します。				保健所 保健予防課 保健福祉部 障害者相談支援室
	委託相談支援 事業所における 専門職配置数	18 人	20 人	22 人	
かしわお元気コール 事業	在宅福祉サービスを利用していない孤立しがちな高齢者などを対象に、各地域いきいきセンターを拠点に、電話声かけボランティアによる安否確認を行います。				柏市社会福祉 協議会
	利用登録者数	54 人	90 人	120 人	
	延電話回数	2,209 回	3,600 回	4,800 回	

※ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること。

(2) 地域医療の充実

① 在宅医療の普及と定着

身近な地域で安心して暮らせるように、在宅医療の充実に取り組みます。市民の望む療養生活の選択肢の一つとして、認知されるよう普及啓発に努めます。さらに、柏市立柏病院では、地域の医療に求められる役割・機能強化に取り組みます。

事業名	内容				担当部局	
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値		
在宅医療・ 介護連携推進事業 [再掲]	医療・介護の多職種連携を深め、在宅医療を中心とした地域医療体制を推進するため、「在宅医療・介護 多職種連携協議会」を設置し、多職種連携のルール作りを行うとともに、ICT*システムの普及、多職種研修の企画運営、市民向けの在宅医療の普及、啓発活動を行います。また、柏地域医療連携センターを地域医療の拠点として、在宅医療が必要な市民への調整支援（在宅主治医がない場合の主治医、副主治医の調整及び多職種連携チームのコーディネート）を行います。	利用者・家族の 生活満足度	—	増加	増加	保健福祉部 地域医療推進課

* ICT : ICTとは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

② 救急医療体制の整備

夜間急病診療所、日曜休日当番医による一次救急、二次病院の輪番による休日昼間・夜間の二次救急、救命救急センターによる三次救急の体制を維持していきます。また、小児二次救急体制の整備や脳卒中・心疾患・消化管出血等の即時対応しないと命にかかる疾患における救急医療体制の整備拡充を進めます。さらに、柏市立柏病院では、小児二次救急の受入れ体制整備のため、小児科医の確保に取り組みます。

また、救急搬送の適正利用や適正受診について、市民への周知啓発を図っていきます。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
救急医療対策事業	小児救急をはじめとした救急医療の体制確保に向け、医師会等関係団体と継続的に協議を行い、適切な体制確保策を検討します。 必要な費用を市が負担し、安定的な体制維持を図ります。				保健福祉部 地域医療推進課
	小児科二次病院待機（休日昼間）の待機日充足率	84.7%	増加	増加	

③ 在宅サービス提供体制の充実

医療と介護の関係団体と協力して、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に連携したサービスの提供体制（地域包括ケアシステム）を構築します。

地域医療の推進を含めた在宅サービスの提供体制を充実するため、医療、看護、介護をはじめとした多職種連携の支援と、市民への普及・啓発を図ります。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成29年度 実績値	平成33年度 (2021年度) 中間値	平成36年度 (2024年度) 目標値	
さわやかサービス事業 [再掲]	住民参加型の会員制による有償在宅福祉サービスとして、生活支援・介護、産前産後、移動支援を行います。 また、地域のたすけあいサービスへの繋ぎや支援、人材育成などを行います。				柏市社会福祉協議会
	サービス提供件数	4,619 件	4,500 件	4,400 件	
	相談件数	1,199 件	1,300 件	1,500 件	
在宅医療・介護連携推進事業 [再掲]	医療・介護の多職種連携を深め、在宅医療を中心とした地域医療体制を推進するため、「在宅医療・介護 多職種連携協議会」を設置し、多職種連携のルール作りを行うとともに、ICTシステムの普及、多職種研修の企画運営、市民向けの在宅医療の普及、啓発活動を行います。また、柏地域医療連携センターを地域医療の拠点として、在宅医療が必要な市民への調整支援（在宅主治医がない場合の主治医、副主治医の調整及び多職種連携チームのコーディネート）を行います。				保健福祉部 地域医療推進課
	利用者・家族の生活満足度	—	増加	増加	
喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成	医療的ケアを必要とする子どもや障害者が安心して地域生活を送れるよう、喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの養成を支援します。				保健福祉部 障害福祉課
	本市における喀痰吸引基礎研修修了者数	4 人	4 人	4 人	

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
精神障害者に対応した地域生活支援システムの構築のための関係者協議の場の設置	<p>地域包括ケアシステムの構築のために、支援策の検討や医療と福祉の連携のために関係機関による協議の場を設置します。</p> <p>地域生活支援拠点による相談、体験、緊急対応、地域移行支援による退院支援と地域生活促進、地域定着支援による単身生活者等のサポート、グループホーム整備等による住まいの確保及びピアソポーターの養成による当事者による支援の提供の取組みを進めます。</p>				
	実施回数	—	7 回	7 回	保健所 保健予防課
	参加延人数	—	90 人	90 人	保健福祉部 障害福祉課 障害者相談支援室

(3) 社会参加の促進

① 高齢者・障害者の社会参加

障害者や高齢者など、だれもが生きがいを持って生活できるよう、人とのかかわりあいや趣味などをきっかけとした社会参加がしやすい環境をつくります。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
高齢者の就労・社会参加促進事業	高齢者が生きがいを持って生活できるよう就労、ボランティア活動、趣味活動、学習、健康づくり等の施策の情報を一元化して、高齢者に提供し、高齢者の就労・社会参加を促進します。同事業を推進するため、平成 28 年 6 月から柏市生涯現役促進協議会に参画、連携し、高齢者向けの仕事の開拓や、高齢者の希望に応じたコーディネートの実施、セミナーの開催、ウェブ上での情報提供等を行っています。				
	就労している前期高齢者の割合	29.6%	増加	増加	
障害者就業・生活支援センターなどによる就労相談事業	就労支援機関の取組みを支援し、一人ひとりのニーズに沿った相談・支援体制の充実を図ります。				
	就労決定者数	47 人	55 人	60 人	
老人福祉センターの運営	老人福祉を増進するための施設として、高齢者の方の生活相談、健康増進、教養の向上、老人クラブなどの援助やレクリエーションなどの機会の提供をします。積極的な社会参加は人と人とのつながりを生み、孤立や孤独の防止にもつながります。 人とのかかわりあいや趣味などをきっかけとした社会参加がしやすい環境をつくります。				
	施設利用者延べ数	147,779 人	150,000 人	150,000 人	
就労定着支援事業	就職後も安定して仕事を継続することが可能となるよう関係機関が連携し、利用者や企業への支援体制を充実し、職場定着率の向上を目指します。				
	就労定着支援利用者数	—	55 人	60 人	

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
教育福祉会館 リニューアルに あわせた拠点整備 事業	教育福祉会館耐震改修工事に併せ、各分野別に実施していた福祉活動を有機的に結びつけ、障害者や高齢者など、誰もが生きがいをもって社会参加しやすい環境をつくります。				保健福祉部 社会福祉課 高齢者支援課 障害福祉課
	環境整備実施	未実施	実施済	実施済	こども部 子育て支援課 柏市社会福祉 協議会

柱4 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

- だれもが、地域でいつまでも安全安心に暮らせる地域を目指します。
- [目指す姿]
 - 日頃から地域の助けあいの中で防災・減災や防犯に取り組むことで緊急時に備えます。
 - 一人ひとりの権利が守られる地域を目指します。

[基本施策] [取り組み]

- (1) 防災・防犯対策の充実
 - ① 平常時の防災・減災対策の充実
 - ② 災害時の対策の充実
 - ③ 防犯対策等の充実
- (2) 居住・移動支援の充実
 - ① 居住支援の充実
 - ② 移動手段の充実
 - ③ バリアフリー化の促進
- (3) 権利擁護の推進
 - ① 虐待の防止
 - ② 権利擁護の仕組みの周知と利用促進

【柱4を推進していくためにそれぞれが担う役割】

自助

- ・子どもの通学時などにおける地域での見守り活動を行います
- ・消費者被害をうけないためにも、情報取得に努めます
- ・災害時に備えて、平常時の地域の支えあい、助けあいに協力します
- ・災害時に備えて地域の自主防災組織等の活動に参加します
- ・成年後見制度を活用します

共助・互助

- ・地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を行います
- ・子どもの通学時などにおける地域での見守り活動を広げます
- ・消費者被害を防止するため、地域で情報を共有します
- ・災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制を整備します
- ・災害時に備えて自主防災組織が中心になり、訓練を実施します
- ・認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見し、支援につなげていきます

公助

- ・平常時の防災・減災対策の充実を図ります
- ・平時及び災害時に活躍する地域人材の育成のため、防災リーダーの養成を行います
- ・関係機関と連携し、消費者被害の相談や啓発活動を行います
- ・バリアフリー化を促進します
- ・居住支援を充実します
- ・高齢者や障害者などの移動手段を充実します
- ・虐待を防止します
- ・権利擁護の仕組みの周知と利用促進を図ります

【柱4の取り組みを実施した結果指標】

結果指標	平成29年度 実績値	平成33年度 (2021年度) 中間値	平成36年度 (2024年度) 目標値
生活の安心感を感じている人の增加	77.3%	80.0%	85.0%
支援の必要な人が安心して生活できる地域だと思う人の増加	57.6%	65.0%	70.0%

※平成29年度 市民アンケート調査結果より

(1) 防災・防犯対策の充実

① 平常時の防災・減災対策の充実

平常時から地域の中のつながりがつくれるよう促し、お互いに声をかけあい避難できるようにするとともに、高齢者や障害者、子どもなど配慮が必要な方を意識した防災訓練等の実施・参加促進などを行います。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成29年度 実績値	平成33年度 (2021年度) 中間値	平成36年度 (2024年度) 目標値	
自主防災組織に関する事業	防災講習会や防災訓練への職員派遣の実施及び訓練に必要な各種資機材の貸出や、防災推進員の育成（地域防災リーダー講習会の開催）、自主防災組織啓発用パンフレットの作成・配布を行います。				総務部 防災安全課
	自主防災組織 加入世帯数	107,634 世帯	109,500 世帯	111,000 世帯	
ふるさと運動事業 (ふるさと協議会等支援事業)	災害時の避難等を迅速に行うためには、平常時から近隣住民同士の協力が不可欠となります。そのため、平常時から地域の中のつながりがつくれるよう、ふるさと協議会の事業を支援します。また、避難所の運営など、ふるさと協議会の役割が拡大していることから、適切な情報提供やふるさと協議会同士の情報共有に努めます。				地域づくり推進部 地域支援課
	—	—	—	—	
町会等支援事業	自助力・共助力の強化を図る上では自主防災組織の活動が重要であるため、自主防災組織の設立に対し補助金を交付し、自主防災活動が活発に行われるよう支援していきます。交付においては、町会等に対する補助金窓口一本化により地域支援課にて実施します。				地域づくり推進部 地域支援課
	自主防災組織 設立件数	1件	5件	5件	

② 災害時の対策の充実

柏市防災福祉K-N e t事業の周知を図り、避難行動要支援者の把握と登録を促すとともに、支援者の協力を得て、支援体制を強化していきます。

また、柏市地域防災計画と連携を図りながら、二次的避難所（福祉避難所）の開設や市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの支援と連携、医師会等と連携した災害時医療体制の整備等を行います。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
防災福祉K-N e t 事業 [再掲]	平常時から地域の方へ避難行動要支援者の情報を提供することで、災害発生時や災害の発生が予想される時に安否確認や避難支援を地域の方に協力していただく制度です。 行政は避難行動要支援者をとりまとめ、地域の方に情報提供を行うとともに、平常時からの支援体制構築などの支援を行います。				保健福祉部 社会福祉課
	マッチング済み 町会数	102 町会	122 町会	増加	
	名簿提供町会数	236 町会	256 町会	増加	
災害ボランティア センター*	災害時の災害ボランティアセンターの立ち上げに向け、災害ボランティアセンターの設置訓練を行う他、災害ボランティアコーディネーターの養成などを行います。				柏市社会福祉 協議会
	災害ボランティ アコーディネータ ー登録者数	72 人	72 人	87 人	
ヘルプカード・ ヘルプマークの配布	援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が、援助等を必要としていることを周囲に知らせるためのヘルプカード及びヘルプマークを配布します。				保健福祉部 障害福祉課
	ヘルプカード及 びヘルプマーク の設置箇所数	3 箇所	30 箇所	30 箇所	

*災害ボランティアセンター：災害ボランティアセンターとは、主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。

③ 防犯対策等の充実

犯罪情報について適宜発信し啓発や相談を行うとともに、警察や地域の防犯に関するネットワークと連携し、防犯活動に取り組みます。また、地域の防犯パトロールやスクールガード※による子どもの見守り、地域防犯組織など地域ぐるみの防犯活動の取組みを周知・支援するとともに、市民が犯罪による被害を受けることを防止するための再犯防止計画の策定にも着手します。

さらに、消費者被害の未然防止を図るべく、消費生活センターや消費生活コーディネーター※を中心として消費者講座や情報発信を行うとともに、消費生活相談によるトラブル解決に向けた支援を行います。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
犯罪が起こりにくいまちづくり事業	町会・自治会やエンジョイ・パトロール等による自主防犯活動が地域の防犯力として構築され、市内各地域においてきめの細かい防犯活動を展開するとともに、犯罪の抑止に配慮した公共空間の環境を整備することにより、犯罪が起こりにくいまちづくり（地域づくり）を推進していきます。				総務部 防災安全課
	エンジョイ・パトロール登録者数	10,161 人	11,400 人	12,600 人	
消費者教育事業 [再掲]	柏市消費者教育推進連絡会（教育委員会と連携）及び柏市消費者行政推進協議会を開催します。 柏市消費生活コーディネーター及び柏市消費生活サポーターが地域において行う活動の支援を行います。				市民生活部 消費生活センター
	地域での消費者講座（講話）の開催回数	125 回	100 回	50 回	
消費生活相談事業 [再掲]	消費生活相談員による消費生活相談や、消費生活相談員に対する研修を実施します。 全国消費生活情報ネットワークシステムへの消費生活相談内容の適正な報告をします。				市民生活部 消費生活センター
	消費生活相談件数	3,304 件	3,725 件	3,725 件	

※スクールガード：スクールガードとは、学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や周辺地域（通学路など）を見回りするボランティアのこと。

※消費生活コーディネーター：地域の消費者リーダーとして、各ふるさと協議会会長から推薦され、柏市長から委嘱を受けた方々。

(2) 居住・移動支援の充実

① 居住支援の充実

柏市住生活基本計画と連携して住まいの確保の支援を行うとともに、高齢者や障害者の方が安心して地域で生活できるよう、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅専用住宅に関する情報を提供します。

今後、都市政策を担当する部門と連携し、居住支援の充実に向けた協議を実施していきます。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
新たな住宅セーフティネット制度	柏市住生活基本計画と連携して住まいの確保の支援を行うとともに、高齢者や障害者の方が安心して地域で生活できるよう、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅専用住宅に関する情報を提供します。				保健福祉部 高齢者支援課
	—	—	—	—	都市部 住宅政策課

② 移動手段の充実

公共交通網の再編により利便性の向上を図るとともに、福祉有償運送やその他の移動支援サービスにより公共交通機関を利用するのが困難な方への移動支援を行うことにより、全市的な移動のしやすさを図っていきます。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
地域の公共交通網の形成	路線バスや、乗合タクシー、デマンドタクシー※等のコミュニティ交通の新設・再編を進め、より利便性の高い公共交通網を構築していきます。				土木部 交通政策課
	公共交通乗車人員	360,919 人/日	348,062 人/日	348,062 人/日	
移動サービス事業 (こらくだくん)	会員制の送迎サービス事業として、車いす利用などで公共交通機関の利用が困難な在宅生活者などに対し、柏市内及び柏市に隣接する県内市の範囲において、福祉車両での移動支援を行います。				柏市社会福祉 協議会
	年間の利用件数	6,383 件	7,000 件	7,500 件	
地域の支えあいの充実と体制整備	住民主体による生活支援サービスを実施する団体や地域の居場所を運営する団体が実施する移動支援サービスについて、補助金を交付し、移動手段の充実を図ります。				保健福祉部 地域包括支援課
	移動支援実施 団体数	—	6 団体	12 団体	

※デマンドタクシー：デマンドタクシーとは、利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運航スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通のこと。

③ バリアフリー※化の促進

柏市バリアフリー基本構想と連携し、公共交通機関や道路、施設等のハード面のバリアフリー化に取り組むとともに、市民の意識向上等のソフト面のバリアフリー化も促進していきます。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値	
バリアフリー化設備等整備事業	既に、鉄道駅では、エレベーター等による段差解消、視覚障害者誘導用ブロックによる転落防止、障害者対応型便所の設置などにより、移動の円滑化が図られていますが、今後は、利用者数の多い駅等において、より転落防止効果の高いホームドアの整備を、鉄道事業者に要望していきます。				土木部 交通政策課
	ホームドア整備済み駅数	3 駅	3 駅	6 駅	
	バス事業者に対してノンステップバスの導入を促し、高齢者や障害者等が利用しやすい路線バスを増やします。				
	ノンステップバスの導入台数(率)	222 台 (76.0%)	242 台 (81.5%)	268 台 (90.2%)	
	タクシー事業者に対して UD タクシー※の導入を促し、高齢者や障害者等が利用しやすいタクシーを増やします。				
バリアフリー教室	UD タクシーの導入台数(率)	17 台 (4.0%)	40 台 (9.3%)	80 台 (18.7%)	土木部 交通政策課
	バス乗り方教室の開催、交通事業者等が主催するバリアフリーの大切さを学ぶ乗り物体験交流会の支援を行います。				
バリアフリー道路特定事業	教室開催・支援の回数	0 回	6 回	6 回	土木部 道路保全課
	柏市バリアフリー基本構想で定められた重点整備地区内について、国のバリアフリーに関する構造基準に準拠した道路の整備を実施します。				
	バリアフリー経路整備延長	4.64km	延長	延長	

※バリアフリー：バリアフリーとは、高齢者や障害者が社会へ関わりを持とうとするときに、社会の側でそれを妨げる障壁（バリア）があるとの認識のもと、バリアをなくすことで社会に関わりやすくする環境を整えようとする考え方。現代では、道路や建築物における段差解消など、まちづくりにおけるバリアフリーのほか、視覚・聴覚障害者等が支障なく情報を得られる「情報バリアフリー」、人々の意識から差別や偏見をなくす「心のバリアフリー」など、ハード・ソフトに関係なくさまざまなバリアをなくす意味で用いられている。

※UD タクシー：UD タクシーとは、ユニバーサルデザインタクシーの略称で「全ての人が利用できる」ことを目指したタクシー車両のこと。

※DV：配偶者（事実婚及び元配偶者を含む）からの暴力。ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。DV を防ぐために「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が改正され、平成 20 年 1 月 11 日に施行された。この法律は、今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的としている。

(3) 権利擁護の推進

① 虐待の防止

高齢者、障害者、児童等の虐待やDV^{*}の未然防止に向けた啓発、地域の中での見守り、異変を察知した際の通報についての周知、発生後の関係機関での連携を行います。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成29年度 実績値	平成33年度 (2021年度) 中間値	平成36年度 (2024年度) 目標値	
高齢者権利擁護ネットワーク事業	市民及び専門職の高齢者人権に対する正しい理解を深め、虐待や消費者被害等、高齢者権利擁護の侵害を発見した場合、適切な社会資源につなぐことができるよう、権利擁護ネットワーク運営会議を通じて、関係機関等との連携を構築し、それぞれが権利擁護啓発活動、各種講座の実施を推進します。				保健福祉部 地域包括支援課
	権利擁護に関する相談件数	405 件	増加	増加	
障害者虐待防止センター	障害者虐待防止センターを中心に関係機関が連携を図り、虐待相談・通報の受付、問題解決を図ります。また、相談事例のデータベース化による情報共有を図り、個々の事例に対して迅速かつきめ細やかに対応します。				保健福祉部 障害者相談支援室
	虐待防止研修会受講者数	150 人	150 人	150 人	
要保護児童対策事業	児童虐待防止に向けた方針協議のための代表者会議、情報共有化のための実務者会議、要保護児童ケースの進行管理部会、個別ケース検討会議等を行い、児童虐待の発生予防、早期発見、支援に取り組んでいます。職員及び相談員の専門性強化のための研修を実施します。				こども部 こども福祉課
	要保護児童終了件数	79 件	80 件	80 件	
男女共同参画推進のための相談事業	家庭や職場などの女性の悩み事などに対して、毎週木曜日と毎月第1, 3火曜日、第2, 4月曜日に「女性のこころと生き方相談」を実施。専門の女性カウンセラーが相談に応じます。 関係機関と連携しながら、DV被害者の支援を行います。 また、仕事をしている方も相談を受けられるよう、月に1回第2木曜日を夜間相談日として、午後2時から午後8時まで相談を行います。				地域づくり推進部 協働推進課
	女性のこころと生き方相談の利用率	83. 11%	増加	増加	

② 権利擁護の仕組みの周知と利用促進

「成年後見制度」や市社会福祉協議会で行っている「日常生活自立支援事業※」について、市と市社会福祉協議会が連携して周知を図るとともに2つの事業を一体的に展開し、利用の促進を図るとともに、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、差別解消を推進します。

また、認知症高齢者等の増加により専門職後見人の不足が予想されることから、市民の方が後見人となる「市民後見人」の養成を市と市社会福祉協議会が連携して進めます。

事業名	内容				担当部局
	評価指標	平成29年度 実績値	平成33年度 (2021年度) 中間値	平成36年度 (2024年度) 目標値	
成年後見制度の活用促進事業	高齢化率※の増加、それに伴う認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の利用が必要とする人も増加すると見込まれており、今後、成年後見制度利用促進の充実を図っていく。				保健福祉部 地域包括支援課 障害者相談支援室
	成年後見に関する相談件数 (実件数)	89件	増加	増加	
成年後見事業 (かしわ福祉権利擁護センター)	成年後見制度に関する相談、普及啓発、法人後見業務、市民後見人の養成と支援、後見人監督業務、意思決定支援事業（わたしの望みノートの普及啓発）を実施します。				柏市社会福祉協議会
	後見支援員の延活動日数	213日	540日	780日	
	成年後見人等監督人業務の実施	1件	9件	15件	
日常生活自立支援事業 (かしわ福祉権利擁護センター)	<p>①福祉サービス利用援助 福祉サービスの情報提供やサービス利用、やめる際の手続き、苦情解決制度利用時の手続きの支援を行います。</p> <p>②財産管理サービス 生活に必要な現金の払戻や預入の他、医療費、税金、公共料金などの支払いの支援を行います。</p> <p>③財産保全サービス 定期預金通帳、年金証書、権利証書などの必要な書類をお預かりし、貸金庫にて保管します。</p>				柏市社会福祉協議会
	契約件数	116件	140件	155件	

※日常生活支援事業：日常生活支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人が地域で自立できるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払いなどをを行う事業。

※高齢化率：65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

事業名	内容				担当部局	
	評価指標	平成 29 年度 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 中間値	平成 36 年度 (2024 年度) 目標値		
障害者差別解消法の周知及び相談体制の構築	障害者差別解消法について、啓発や研修を実施し、法の周知と理解を深めます。また、差別に関する相談に対応するとともに、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、関係機関の連携を強化し、より良い改善策を検討します。	障害者差別解消支援地域協議会開催（回）	3 回	3 回	3 回	保健福祉部 障害者相談支援室



計画の推進

1 計画の推進体制と評価

(1) 進捗管理と評価の考え方

① 基本方針（各柱の施策・取り組み）について

各柱の施策・取り組みごとに地域健康福祉に関わる主要事業を位置づけ、毎年度、評価指標をもって、進捗管理と評価を行います。

また、各柱ごとに結果指標を設定し、中間年度と最終年度に柱全体としての進捗管理と評価を行います。

② 個別の施策や事業について

基本的には各分野別計画の担当部署に進捗管理と評価を委ねますが、地域健康福祉に関わる主要事業については、各柱の施策・取り組みに位置づけ、進捗管理と評価を共有します。

(2) 進捗管理と評価体制

① 内部評価について

部局を超えた庁内関係各課及び社会福祉協議会（必要に応じて関係機関と連携）による庁内等連携会議を開催し、第4期計画における主要事業の管理と評価を行います。

② 市民による評価（外部評価）について

- ・地域住民等の集まりなどにおける意見聴取を行います。
- ・計画期間の中間年度及び計画期間終了年度の前年度の計2回、市民アンケートを実施し、結果指標の評価を行います。
- ・計画期間満了年度の前年度に市民ワークショップを実施し、結果指標の評価を行います。

※評価を行う際には、若年層からの意見も計画に反映されるよう配慮します。

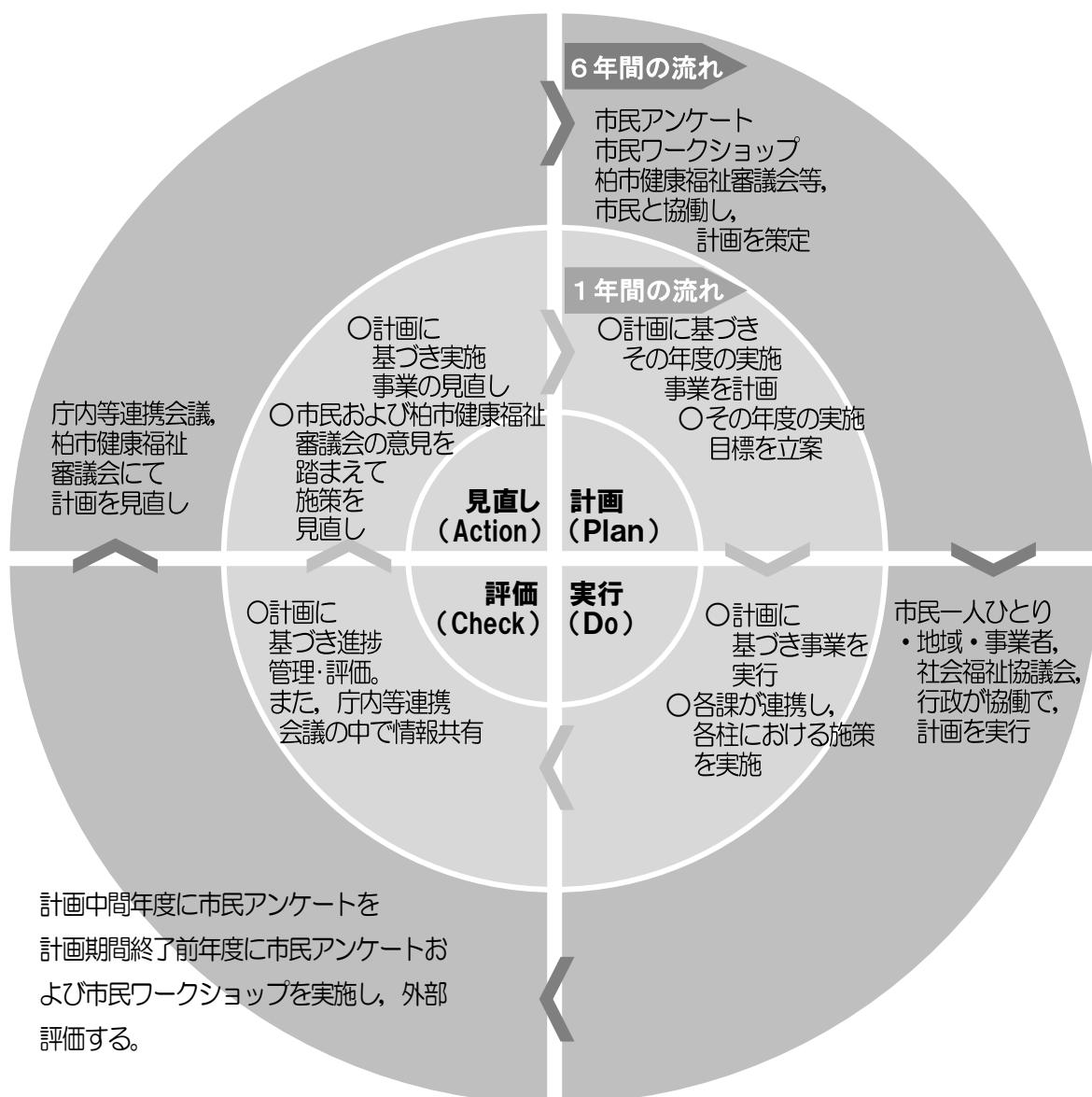
③ 健康福祉審議会による評価について

毎年度、事業の進捗、評価結果について、柏市健康福祉審議会において検証します。

(3) P D C A サイクルにより計画を推進

柏市地域健康福祉計画の効率的かつ効果的な推進及び改善を図るため、以下に掲げるP D C Aサイクル（P l a n：計画 → D O：実施 → C h e c k：評価 → A c t i o n：見直し）本計画の実行、評価、見直し、次期計画の策定へつなげていきます。

[P D C Aイメージ]



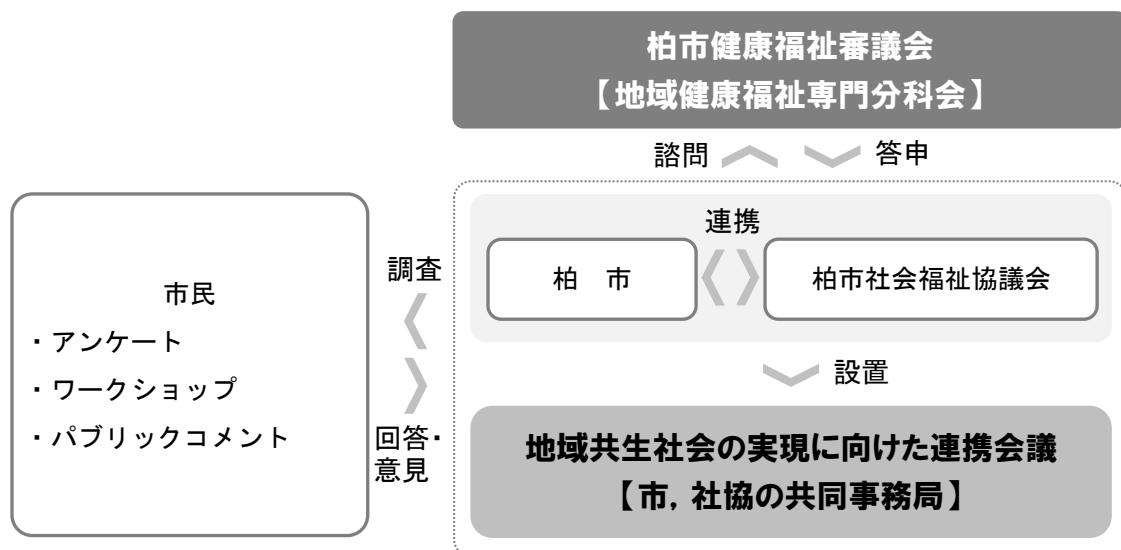


参考資料

1 計画の検討体制

本計画の策定にあたっては、柏市社会福祉協議会が策定する「柏市地域健康福祉活動計画（民間計画）」との連携を図りながら計画策定を行いました。

また、学識経験者、市議会議員、社会福祉事業従事者などで構成する「柏市健康福祉審議会地域健康福祉専門分科会」および庁内組織として「地域共生社会の実現に向けた連携会議」を設置し、検討を進めてきました。また、市民アンケート調査や地域・地縁団体及び福祉活動団体・福祉相談機関を対象にした市民ワークショップ、また、パブリックコメントなどにより市民の皆様から意見等を伺いました。



|| 2 計画の検討経過

柏市健康福祉審議会「地域健康福祉専門分科会」

開催年月日	検討内容
平成 29 年 11月9日(木)	1 地域健康福祉専門分科会の概要 2 柏市地域健康福祉計画について 3 第4期 柏市地域健康福祉計画の策定に向けて ア 市民アンケート等について イ 重点施策の進行管理状況について
平成 30 年 2月8日(木)	1 市民アンケートの結果について 2 市民ワークショップの結果について 3 第4期地域健康福祉計画骨子（案）について
平成 30 年 7月 26 日(木)	1 第4期地域健康福祉計画策定にあたって 2 第4期地域健康福祉計画の体系（案）について
平成 30 年 10月4日(木)	1 第4期地域健康福祉計画素案について
平成 30 年 11月 22 日(木)	1 第4期地域健康福祉計画素案について
平成 31 年 1月 31 日(木)	1 パブリックコメントの実施結果について 2 第4期柏市地域健康福祉計画（案）について

|| 3 柏市健康福祉審議会条例

平成 19 年 12 月 26 日

条例第 46 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき, 本市における健康福祉の向上及び増進のための総合的な施策の推進に資するため, 柏市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は, 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項(法第 12 条第 1 項に規定する児童福祉に関する事項を含む。)を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は, 次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ, 児童福祉, 精神障害者福祉その他の社会福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ, 認定こども園法第 25 条に規定する事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか, 市長の諮問に応じ, 健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。
- (4) 健康福祉に関する重要な事項について市長に意見を述べること。

(組織)

第 3 条 審議会は, 委員 35 人以内をもって組織する。

2 市長は, 審議会に, 特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは, 臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は, 次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 本市の住民
- (5) 前各号に掲げる者のほか, 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は2年以内とし、当該臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は解嘱されるものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 現に在任する委員の総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 障害者健康福祉専門分科会

(3) 児童健康福祉専門分科会

(4) 高齢者健康福祉専門分科会

(5) 地域健康福祉専門分科会

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める専門分科会

(民生委員審査専門分科会の所掌事務等)

第8条 民生委員審査専門分科会は、審議会の所掌事務のうち民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員は、市議会議員の選挙権を有する委員のうちから会長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、市議会議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。
- 3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、会長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 4 第5条及び第6条の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「委員及び議事に關係のある臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。
- 5 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等)

第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者健康福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の健康福祉に関する事項
 - (2) 児童健康福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項並びに第2条第2号に規定する事項
 - (3) 高齢者健康福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
 - (4) 地域健康福祉専門分科会 地域における健康福祉に関する事項
 - (5) 第7条第6号の規則で定める専門分科会 前条第1項及び前各号に規定する事項のほか、規則で定める事項
- 2 前項各号に掲げる専門分科会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。
 - 3 第5条及び第6条の規定は、第1項各号に掲げる専門分科会について準用する。
 - 4 審議会は、第1項各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第10条 障害者健康福祉専門分科会に、審査部会を置く。

- 2 審査部会は、障害者健康福祉専門分科会の所掌事務のうち次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項の規定による医師の指定に関する事項
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 54 条第 2 項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)の指定に関する事項
- 3 審査部会に属する委員及び臨時委員は、障害者健康福祉専門分科会に属する医師である委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する。
- 4 審査部会に部会長及び副部会長各 1 人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 5 第 5 条(第 1 項を除く。)及び第 6 条の規定は、審査部会について準用する。
- 6 審議会は、第 2 項各号に掲げる事項に関して市長から諮詢を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

(意見の聴取等)

第 11 条 審議会、専門分科会及び審査部会(以下「審議会等」という。)は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会等の会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(社会福祉法等との関係)

- 第 12 条 民生委員審査専門分科会は、法第 11 条第 1 項に規定する民生委員審査専門分科会とする。
- 2 障害者健康福祉専門分科会は、法第 11 条第 1 項に規定する身体障害者福祉専門分科会とする。
- 3 児童健康福祉専門分科会は、法第 12 条第 2 項において読み替えて適用される法第 11 条第 1 項に規定する児童福祉専門分科会とする。
- 4 審査部会は、社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 3 条第 1 項に規定する審査部会とする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(柏市附属機関設置条例の一部改正)

2 柏市附属機関設置条例(平成 8 年柏市条例第 6 号)の一部を次のように改める。

別表市長の項柏市健康福祉審議会の目を削る。

附 則(平成 25 年条例第 24 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 33 号)

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 柏市健康福祉審議会 地域健康福祉専門分科会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	よみ	所属など	備考
小林 正之	コバヤシ マサユキ	北柏ナーシングケアセンター施設長	会長
小松 幸子	コマツ サチコ	柏市議会議員	
齊藤 泉	サイトウ イズミ	柏市薬剤師会副会長	
長瀬 慈村	ナガセ ジソン	柏市医師会副会長	
中谷 茂章	ナカタニ シゲアキ	柏市社会福祉協議会協議会会長	副会長
根本 勇夫	ネモト イサオ	柏市ふるさと協議会連合会副会長	
平野 準子	ヒラノ ジュンコ	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長	
古川 隆史	フルカワ タカフミ	柏市議会議員	
堀田 きみ	ホッタ キミ	柏市非営利団体連絡会代表	
山名 恵子	ヤマナ ケイコ	柏市民生委員児童委員協議会会長	

|| 5 社会福祉法改正に伴う地域福祉計画に関する主要条文

第4条第1項 地域福祉の推進、 “地域住民等” の定義

第4条第2項 (新) 地域福祉推進の理念

第5条 福祉サービス提供の原則

第6条第2項 福祉サービス提供体制の確保等に関する国・地方公共団体の責務

第106条の2 (新) 地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務

第106条の3 (新) 包括的な支援体制の整備

- ① 「他人事」が「我が事」になるような環境整備
- ② 住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり
- ③ 公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくり

第107条 市町村地域福祉計画

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援, 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備, 地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ, 必要な情報の提供及び助言を行い, 必要に応じて, 支援関係機関に対し, 協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が, 地域生活課題を解決するために, 相互の有機的な連携の下, その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は, 前項各号に掲げる事業に関して, その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は, 地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉, 障害者の福祉, 児童の福祉その他の福祉に関し, 共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には, 同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は, 市町村地域福祉計画を策定し, 又は変更しようとするときは, あらかじめ, 地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに, その内容を公表するよう努めるものとする。3 市町村は, 定期的に, その策定した市町村地域福祉計画について, 調査, 分析及び評価を行うよう努めるとともに, 必要があると認めるときは, 当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

|| 6 パブリックコメントの概要

計画の策定にあたり、計画の骨子案を広く市民にお知らせして、意見の募集を行った結果、貴重な意見があり、参考にさせていただきました。

また、内容等につきましては、市公式webサイトで公表しています。

【内容】

第4期柏市地域福祉計画（平成31年度～平成36年度）（素案）について

【意見募集期間】

平成30年12月10日（月）～平成31年1月10日（木）

【閲覧場所】

- 社会福祉課（市役所別館2階）
- 行政資料室（市役所本庁舎1階）
- 行政資料コーナー（沼南庁舎1階）
- 各近隣センター

【実施結果】

意見提出者 1名、意見 1件

|| 7 用語説明

以下の用語については、各ページの脚注を参照ください。

あ行

I C T ・・・ 8 6 ページ

N P O ・・・ 7 ページ

か行

柏市民健康づくり推進員 ・・・ 6 ページ

協働 ・・・ 2 ページ

ゲートキーパー ・・・ 8 5 ページ

K-N e t ・・・ 3 1 ページ, 3 5 ページ

健康リテラシー ・・・ 3 4 ページ

権利擁護 ・・・ 1 ページ

高齢化率 ・・・ 1 0 2 ページ

コミュニティソーシャルワーク ・・・ 4 3 ページ

さ行

災害ボランティアセンター ・・・ 9 6 ページ

サロン ・・・ 1 3 ページ, 2 9 ページ

自主防災組織 ・・・ 2 6 ページ

社会福祉 ・・・ 3 ページ

社会福祉協議会 ・・・ 6 ページ

消費生活コーディネーター・・・97ページ

スクールガード・・・97ページ

成年後見制度・・・35ページ

生活困窮者・・・2ページ, 35ページ

生活困窮者自立支援法・・・2ページ

生活習慣病・・・80ページ

セカンドライフ支援事業・・・34ページ

た行

団塊の世代・・・41ページ

地域いきいきセンター・・・42ページ

地域コミュニティ・・・1ページ

地域生活支援拠点・・・42ページ

地域福祉・・・3ページ

地域支えあい推進員・・・32ページ

地域での支えあい活動・・・42ページ

地域包括ケアシステム・・・2ページ

地域包括支援センター・・・25ページ, 33ページ

地域生活支援センター・・・25ページ, 33ページ

地縁型組織・・・52ページ

デジタルデバイド・・・79ページ

デマンドタクシー・・・9 9 ページ

DV・・・1 0 0 ページ

な行

日常生活支援事業・・・1 0 2 ページ

妊娠子育て相談センター・・・4 2 ページ

認知症高齢者・・・7 4 ページ

は行

バリアフリー・・・1 0 0 ページ

避難行動要支援者・・・3 5 ページ

ふるさと協議会・・・5 ページ

フレイル・・・2 6 ページ

フレイルチェック・・・3 1 ページ, 3 9 ページ

ま行

民生委員・児童委員・・・5 ページ

目的型組織・・・5 2 ページ

や行

UDタクシー・・・1 0 0 ページ

ユニバーサルデザイン・・・3 6 ページ

ら行

ライフステージ・・・4 7 ページ